第2次
邑楽町人権教育･啓発の
推進に関する基本計画

2023年3月

邑　楽　町

ご あ い さ つ

邑楽町は、平成７（1995）年に「人権尊重の町」を宣言し、また、平成25（2013）年に「邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画」を策定し、人権が尊重される社会の実現に向け、人権意識の高揚を図るべく人権教育、啓発活動を積極的に推進しております。この間、人権に関する法整備等が進められ、町民の皆様のご理解とご協力により、人権問題に関する認識が深まってきたことは一定の成果であると感じております。しかしながら、依然として、子どもに対する虐待やいじめ、女性への差別や暴力、高齢者や障がい児・者に対する偏見や差別、同和問題、外国人への不当な差別などが存在しています。さらに、私たちを取り巻く社会環境も大きく変化し、人権問題も複雑化・多様化が進んでいます。また、令和３（2021）年には、東京オリンピック・パラリンピックが開催され、ジェンダー平等や性の多様性など人権意識の高まりとともにその重要性が再認識されました。そして、国際社会では、「誰一人取り残さない」という視点を取り入れたＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）を掲げ、その取組が進められています。

邑楽町では、これらの人権を取り巻く状況の変化を踏まえて必要な見直しを行うとともに、令和３（2021）年に実施した「人権問題に関する町民意識調査」の結果から現状と課題の分析等を踏まえ「第２次邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画」を策定いたしました。

今後、この計画に基づき人権尊重に即した考え方と行動を町民一人一人がとることのできる社会の実現、人権が大切にされる環境を目指して人権教育・啓発の推進に取り組んで参りたいと考えております。

結びに、本計画の策定に当たり、町民意識調査などを通じて貴重なご意見、ご提言等をいただきました町民の皆様をはじめ、本計画策定懇談会委員・策定委員会委員の皆様、関係機関の皆様に心より感謝申し上げますとともに、今後とも本計画の推進に対しまして、ご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

令和５年３月

邑楽町長　金子　正一

もくじ

第1章　基本的な考え方 1
　１．策定の趣旨 1
　　（１）背景 1
　　（２）本町における取組 2
　２．目標 2
　３．計画の性格 3
　　（１）計画の根拠 3
　　（２）計画の推進期間 3
第2章　人権をめぐる邑楽町の現状 4
　１．邑楽町に暮らす人々の状況 4
　　（１）高齢者、子ども、女性 4
　　（２）障がいのある人たち 6
　　（３）外国人住民の状況 7
　２．第１次計画の推進状況 8
　３．人権問題に関する町民意識 9
　　（１）調査の概要 9
　　（２）調査結果の概要 10
第3章　人権教育･啓発の推進 25
　１．人権教育の推進 25
　　（１）学校における推進 25
　　（２）社会における推進 26
　　（３）家庭における推進 26
　２．人権啓発の推進 27
　　（１）町民に対する啓発 27
　　（２）企業・事業所に対する啓発 27
第4章　重要課題における人権教育･啓発の推進 28
　１．女性の人権 28
　２．子どもの人権 30
　３．高齢者の人権 32
　４．障がいのある人たちの人権 34
　５．同和問題 36

６．外国籍の人たちの人権 37
７．ＨＩＶ感染者・ハンセン病元患者等の人権 38
８．犯罪被害者等の人権 40
９．再犯防止問題 41
10．ＬＧＢＴＱの性的少数者（性的マイノリティ）の人権 42
11．インターネット等による人権侵害 43
12．その他の人権問題 44

第5章 人権に関係の深い職業に従事する人たちへの人権教育･啓発の推進...45
１．行政職員 45
２．教職員・社会教育関係者 45
３．医療関係者 45
４．福祉関係者 46
５．その他 46

第6章 計画の推進 47
１．計画の推進体制 47
２．関係機関との連携 47
３．計画の評価と見直し 47

資 料 編..48
１．人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 48
２．計画の策定経過 50
３．邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画推進懇談会設置要綱 51
４．懇談会委員名簿 52
５．邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画策定委員会設置要綱 53
６．委員会委員名簿 54
７．指標 55
（１）邑楽町第六次総合計画後期基本計画におけるＫＰＩ（指標） 55
（２）邑楽町第六次総合計画後期基本計画と紐づけられているＳＤＧｓのＫＰＩ（指標） 56

第1章　基本的な考え方

１．策定の趣旨

(1)背景

邑楽町は、平成７（1995）年３月に、憲法に保障された基本的な人権の尊重を町民全体の目標として、民主的な明るい町を実現しなければならないとの決意のもとで、「人権尊重の町」を宣言しました。

「人権尊重の町」宣言

平成７年３月 20 日

告示第 23 号

わが国の発展は、国民生活の向上とともに、国際社会の発展にも貢献してきました。

しかし、社会経済の変化に伴い、ひとびとのなかに人権を尊重する思想が相対的に薄れ、さまざまな差別問題が解消されていないことは誠に残念なことであります。

私たちは、今こそ心を新たにして、憲法に保障された基本的な人権の尊重を町民全体の目標とし、民主的な明るい町を実現しなければなりません。

よって、ここに邑楽町を「人権尊重の町」とすることを宣言します。

更に平成25（2013）年３月には、町に暮らすすべての人の人権が尊重される社会を実現するため、「邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画（以下、「第１次計画」と呼びます。)」を策定しました。

第１次計画の策定から10年が経過し、この間、国内では平成25（2013）年に「いじめ防止対策推進法」、平成28（2016）年には「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」が施行されるなど、人権を尊重するための法的な整備が行われました。また、世界では、「誰一人取り残さない」理念を掲げ、すべての人々の人権の尊重を基底とした「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が平成27（2015）年に国連で採択され、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）として掲げられた17の目標の達成に向け様々な取組が進められています。

しかし、近年の情報通信技術の発達や新たな感染症のまん延拡大、更には不安定化する国際情勢からの直接・間接の影響を受け、私たちを取り巻く社会的経済的な情勢は大きく変わりつつあります。

(2)本町における取組

第1次計画策定以降、人権教育・啓発活動を計画的・包括的に進め、さまざまな施策に取り組んできました。令和３（2021）年３月発行の「邑楽町第六次総合計画　後期基本計画」において、基本目標４「時代の変化に対応し町民に信頼されるまちづくり」の施策36「人権の尊重・男女共同参画社会の推進」の関連計画にも位置づけられました。すべての町民が、一人一人の人権を尊重した考えと行動をとることができる社会の実現に向け取り組みました。

また、本町では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会にあたり、トンガ王国のホストタウンを目指し、伝統芸能などを披露した文化交流やタグラグビー・障がい者スポーツの体験会を主体としたスポーツ交流のイベントなどを行いました。そうした町を挙げた活動が実り、令和３（2021）年３月、「トンガ王国のホストタウン」とともに「共生社会ホストタウン[1]」に認定されました。すべての住民が互いを尊重し共生するまちを目指すという町民と町の意思を世界に向けて示すとともに、町の特色を活かしたユニバーサルデザイン[2]のまちづくりと心のバリアフリーに向けた取組が始まっています。

複雑化・多様化が進む人権問題に的確に対応していくため、これまでの活動の成果と課題を踏まえ、「第２次邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画（以下、「第２次計画」と呼びます。)」を策定し、人権尊重のまちづくりを更に推進することを目指すこととしました。

２．目標

基本的人権の確立のために、町民一人一人が人権の大切さを認識し理解を深め、人権尊重の意識を家庭・地域・職場・学校など日常生活の様々な場面に定着させるために、あらゆる場面、様々な機会をとおして人権についての教育と啓発を積極的に推進していくことが求められています。人権尊重に即した考え方と行動を町民一人一人がとることのできる社会の実現、人権が大切にされる環境を目指すことを本計画の目標とします。

[1] 共生社会ホストタウン： 東京 2020 でのパラリンピアンの受け入れを契機として、各地における共生社会の実現に向けた取組を加速し、2021 年以降につなげるため、2017 年 11 月に国により創設された制度。

[2] ユニバーサルデザイン：障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

３．計画の性格

(1)計画の根拠

人権教育・啓発の推進に関する基本計画は、以下に示す人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下、「人権教育・啓発推進法」と呼びます。）第５条（地方公共団体の責務）の規定に基づき策定するものです。

> 人権教育及び人権啓発推進法（抜粋）
>
> **（地方公共団体の責務）**
>
> 第５条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

「第２次計画」は、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び県の「人権教育・啓発の推進に関する群馬県基本計画」の趣旨を踏まえ、町が実施する人権教育・啓発の推進及び町行政全般における人権尊重の基本方針を明らかにするとともに、今後の具体的施策の方向性を示すものです。

また、人権教育・啓発の必要性について、町民、町内の企業や関係機関、団体等の理解促進を図り、人権意識の更なる高揚と行動の実践を促し、合わせて、町民一人一人があらゆる場を通じて、自主的に人権教育・啓発に取り組むことを期待するものです。

(2)計画の推進期間

「第２次計画」は、「第１次計画」と同様、特に計画期間は設けず、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて随時見直しを図りながら施策を推進していきます。

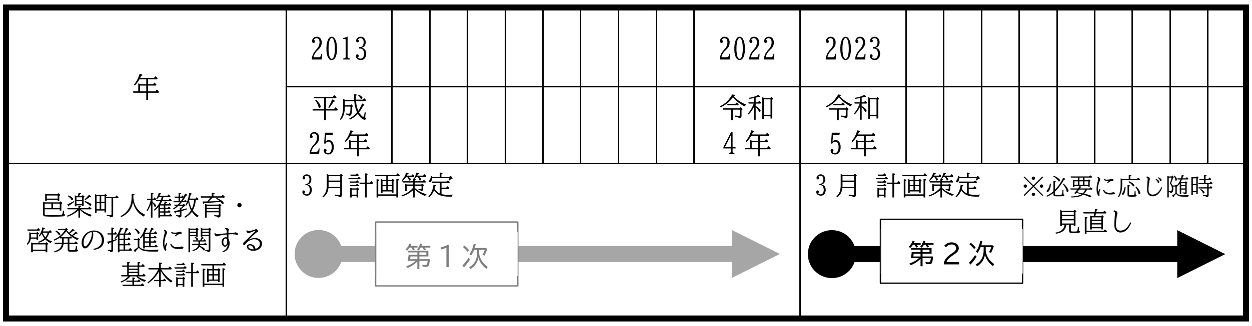

第2章　人権をめぐる邑楽町の現状

１．邑楽町に暮らす人々の状況

(1)高齢者、子ども、女性

平成12(2000)年以降の国勢調査によると、本町の総人口はゆるやかに減少しており、令和２（2020）年には25,522人となっています。年代別に見ると、０～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口が減少する一方で、65歳以上の高齢者人口は増加が続いており、令和２年には8,241人と、総人口の32.3%を占めています。

【年齢３区分別人口】

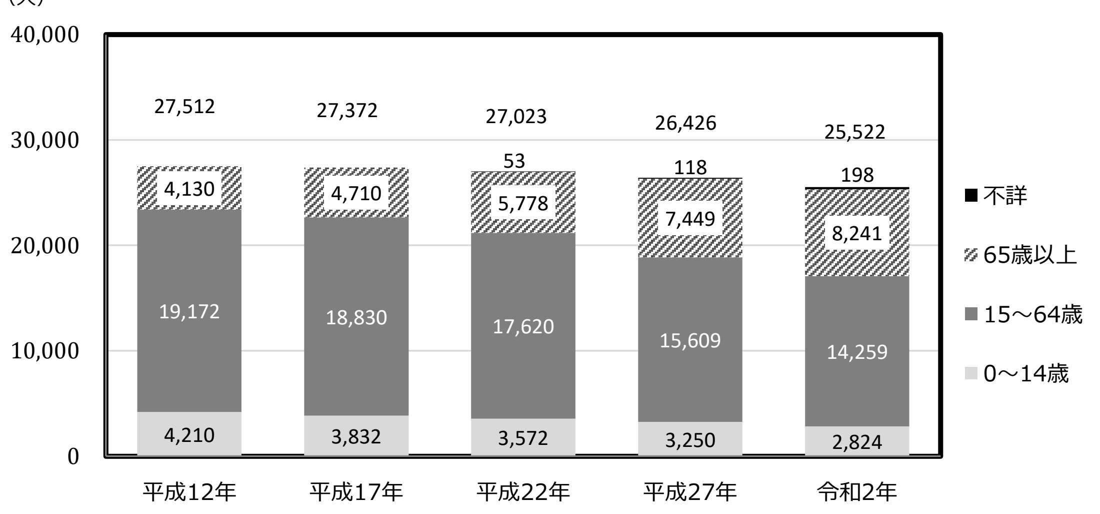

資料：国勢調査（各年10月1日時点）

【年齢３区分別人口構成比】

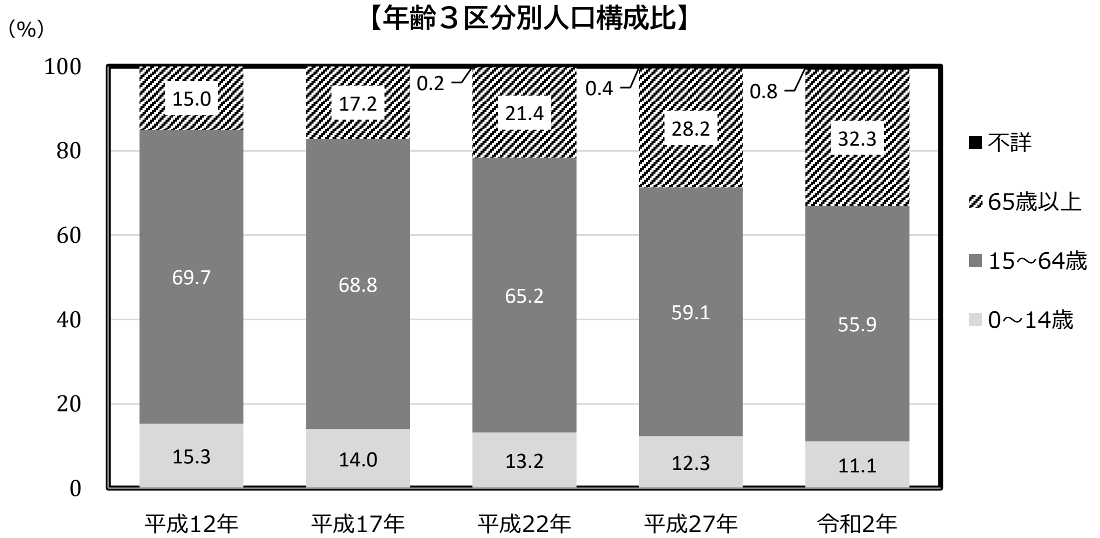

資料：国勢調査（各年10月1日時点）

令和２（2020）年の本町の人口を性別で見ると、男性が 12,722 人、女性が 12,602 人と男性が女性よりもわずかに多くなっていますが、60 歳以上の年齢階層では逆に女性が男性より多くなっています。75 歳以上に限ると男性 1,611 人に対し女性 2,054 人とその差は 400 人を超えており、高齢者の人権を考える際に留意すべき点となっています。

【性別年齢階層別人口】

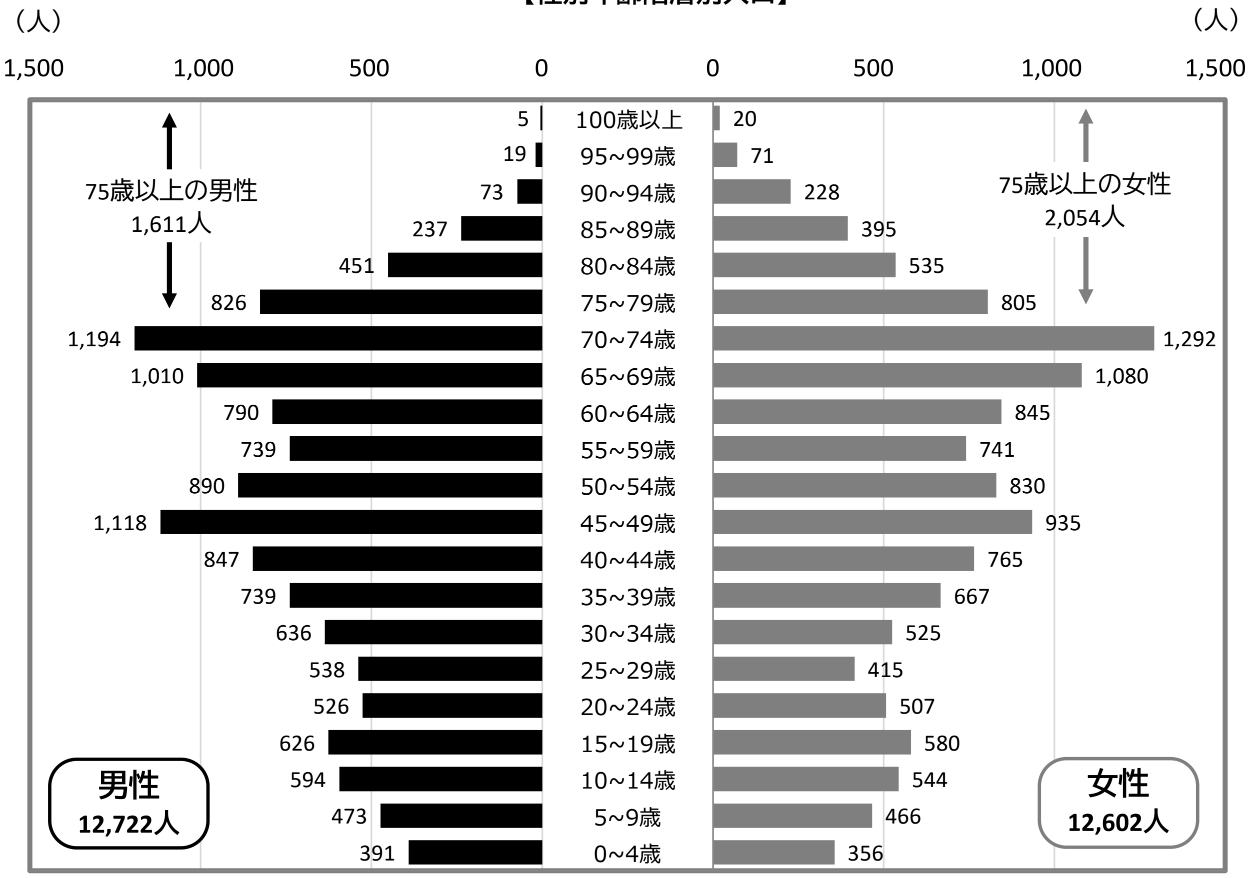

資料：令和２年国勢調査（10 月 1 日時点）

(2)障がいのある人たち

令和４（2022）年３月末時点での本町の障害者手帳交付者数を見ると、身体障害者手帳所持者が 845 人で最も多く、精神障害者保健福祉手帳所持者が 207 人、療育手帳所持者が 178 人となっています。

平成 30（2018）年以降の推移を見ると、身体障害者手帳所持者数はゆるやかな減少傾向であるのに対し、療育手帳所持者数はほぼ一定、精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しています。

【障害者手帳の交付者数】

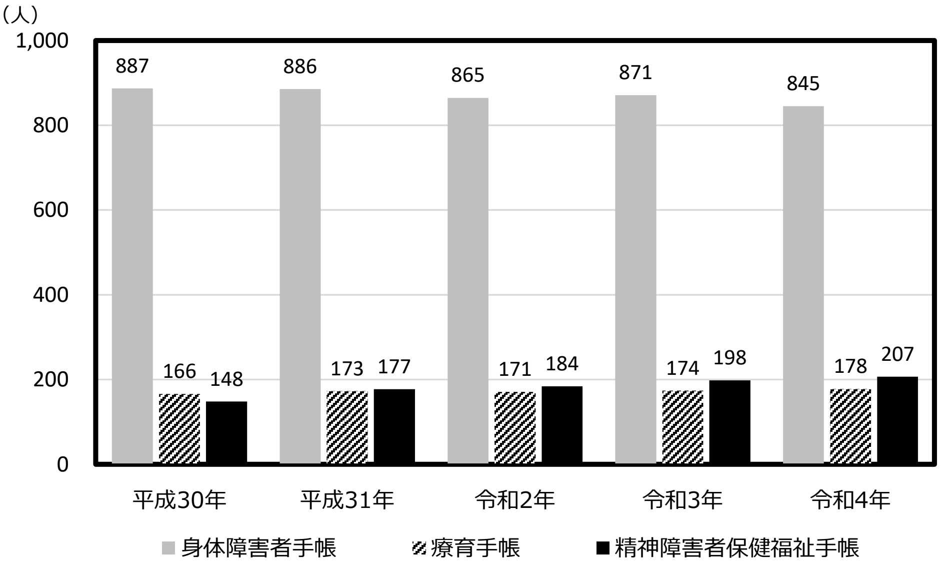

資料：福祉介護課（各年３月 31 日時点）

(３)外国人住民の状況

平成 12（2000）年以降の国勢調査によると、本町で暮らす外国籍の方は調査の度に増加しています。特に、平成 27（2015）年から令和２（2020）年にかけては 1.9 倍と大幅な増加となっています。令和２（2020）年時点の外国人住民の国籍を見ると、ベトナム（21.9%）とブラジル（20.0%）が２割を超えて最も多く、フィリピン（7.7%）、中国（5.7%）と続いています。

【外国人住民総数と総人口に占める割合】

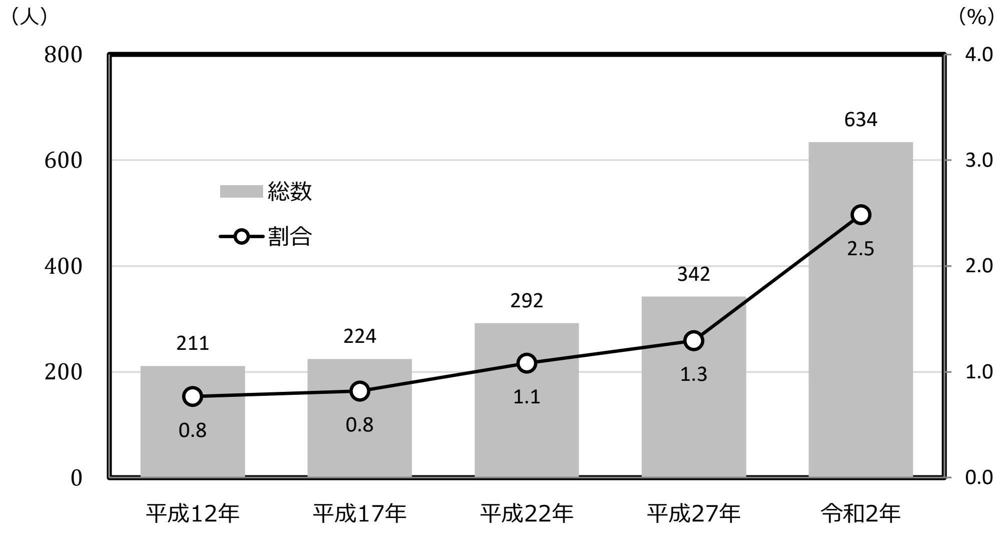

資料：国勢調査（令和２年 10 月１日時点）

【外国人住民の国籍別構成】

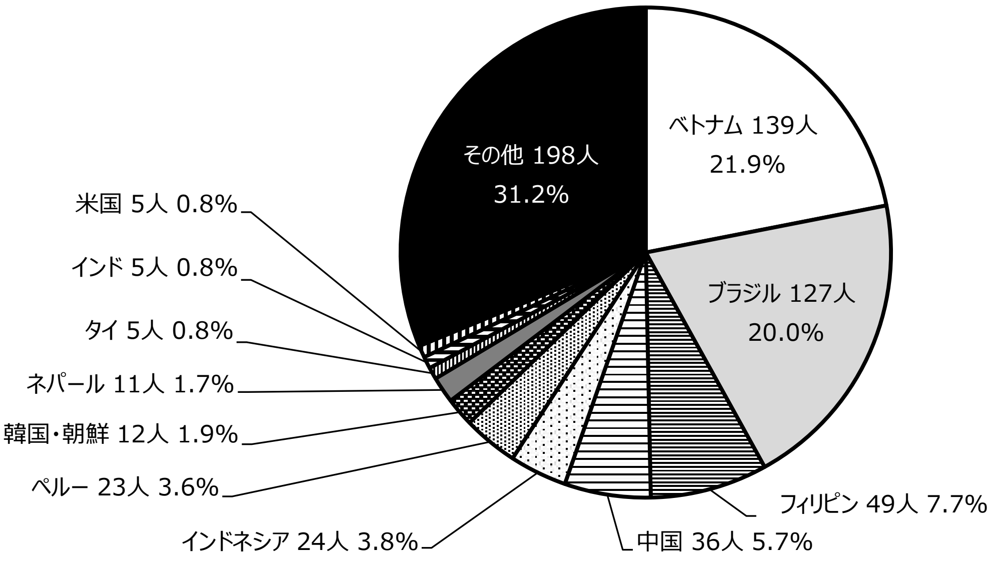

資料：令和２年国勢調査（10 月１日時点）

２．第１次計画の推進状況

第１次計画では、合計62の施策が設定されました。それらの推進状況についての担当部署による評価では、下表のとおり、「達成」と「概ね達成」が合わせて53施策（85.5%）、未達成は３施策（4.8%）、未実施が６施策（9.7%）となりました。また、今後の方向性については、56施策（90.3%）が「継続実施」、６施策（9.7%）が「新規実施」となっています。

分野		施策数	推進状況				今後の方向性	
			達成	概ね達成	未達成	未実施	継続実施	新規実施
人権教育・啓発の推進	人権教育の推進	13	2	8	0	3	10	3
	人権啓発の推進	2	0	2	0	0	2	0
重要課題における人権教育・啓発の推進	女性の人権	3	0	1	1	1	2	1
	子どもの人権	6	1	5	0	0	6	0
	高齢者の人権	5	2	3	0	0	5	0
	障がいのある人たちの人権	11	1	10	0	0	11	0
	同和問題	2	0	2	0	0	2	0
	外国籍の人たちの人権	4	1	3	0	0	4	0
	HIV 感染者、ハンセン病元患者等の人たちの人権	5	2	2	0	1	4	1
	犯罪被害者等の人権	2	0	0	2	0	2	0
	インターネット等による人権侵害	3	0	2	0	1	2	1
	その他の人権問題	1	0	1	0	0	1	0
人権に関係の深い職業に従事する人たちへの人権教育・啓発の推進	行政職員	1	0	1	0	0	1	0
	教職員・社会教育関係者	2	1	1	0	0	2	0
	医療・保健福祉関係者	1	1	0	0	0	1	0
	その他	1	0	1	0	0	1	0
合　計		62	11	42	3	6	56	6
			17.7%	67.8%	4.8%	9.7%	90.3%	9.7%

３．人権問題に関する町民意識

本計画策定にあたり、町民の人権に関する意識や課題を把握する調査（邑楽町人権問題に関する町民意識調査）を実施しました。

調査及び結果の概要は次のとおりです。

(1)調査の概要

調査期間	令和３（2021）年 11 月２日（火）～ 11 月 25 日（木）
調査対象者	邑楽町在住の 18 歳以上の方
調査方法	郵送配布・郵送回収
配布数及び回収数	配布数：2,000 有効回収数：879 （男性 399、女性 445、答えたくない 8、無回答 27） 有効回収率： 43.9%

(2)調査結果の概要

①人権について

日本の基本的人権について、「良く守られていると思う」と「だいたい守られていると思う」を合わせた『守られていると思う』との回答は 56.9%と半数を超えています。しかし、平成 23 年の調査（以下、「前回調査」と呼びます。）からは 10.8 ポイント低くなり、「あまり守られていないように思う」が 8.1 ポイント高くなっています。

【日本は、基本的人権が守られていると思うか】（単数回答）

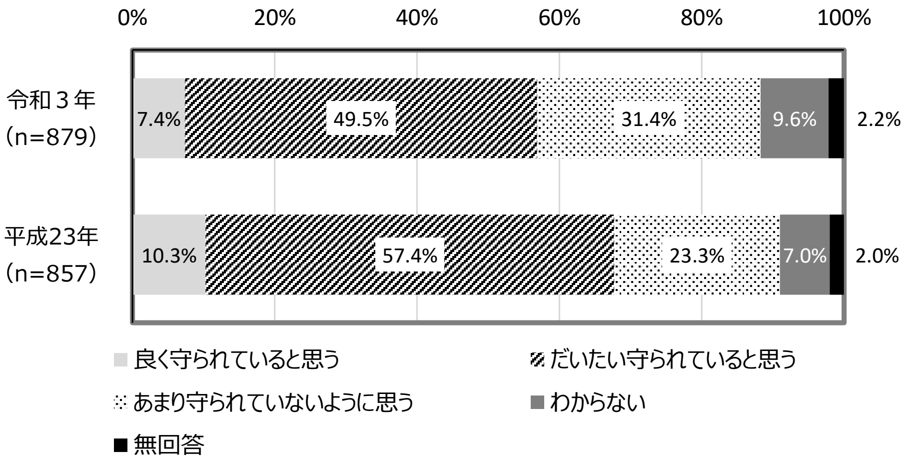

人権や差別問題について、「かなり関心がある」と「少し関心がある」を合わせた『関心がある』との回答は 79.5%に達しており、前回調査からは 15.5 ポイント高くなっています。「あまり関心がない」と「まったく関心がない」を合わせた『関心がない』は 13.7%に留まり、前回調査から 12.9 ポイント低くなっています。

【今、人権や差別問題に関心を持っているか】（単数回答）

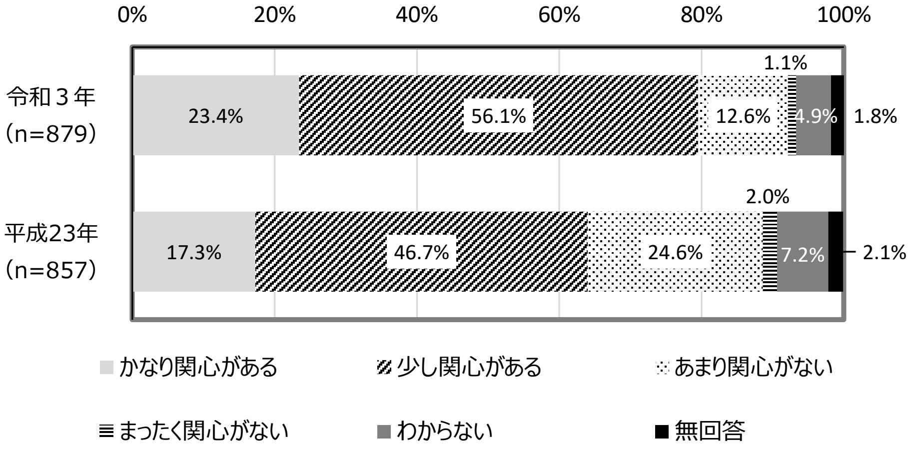

現在、関心を持っている人権問題を性別に見ると、男性は「インターネット、ＳＮＳ[3]等の人権侵害」、「新型コロナウイルス感染者、医療従事者への差別・偏見」、「障がいのある人の人権」が３割を超えて高く、女性ではそれらに加えて「女性（又は男女）の人権」、「子どもの人権」も３割を超えています。特に、「女性（又は男女）の人権」と「障がいのある人の人権」への関心は、女性が男性よりも 10 ポイント前後高く、男女差が大きくなっています。

【現在関心を持っている人権問題】（複数回答）

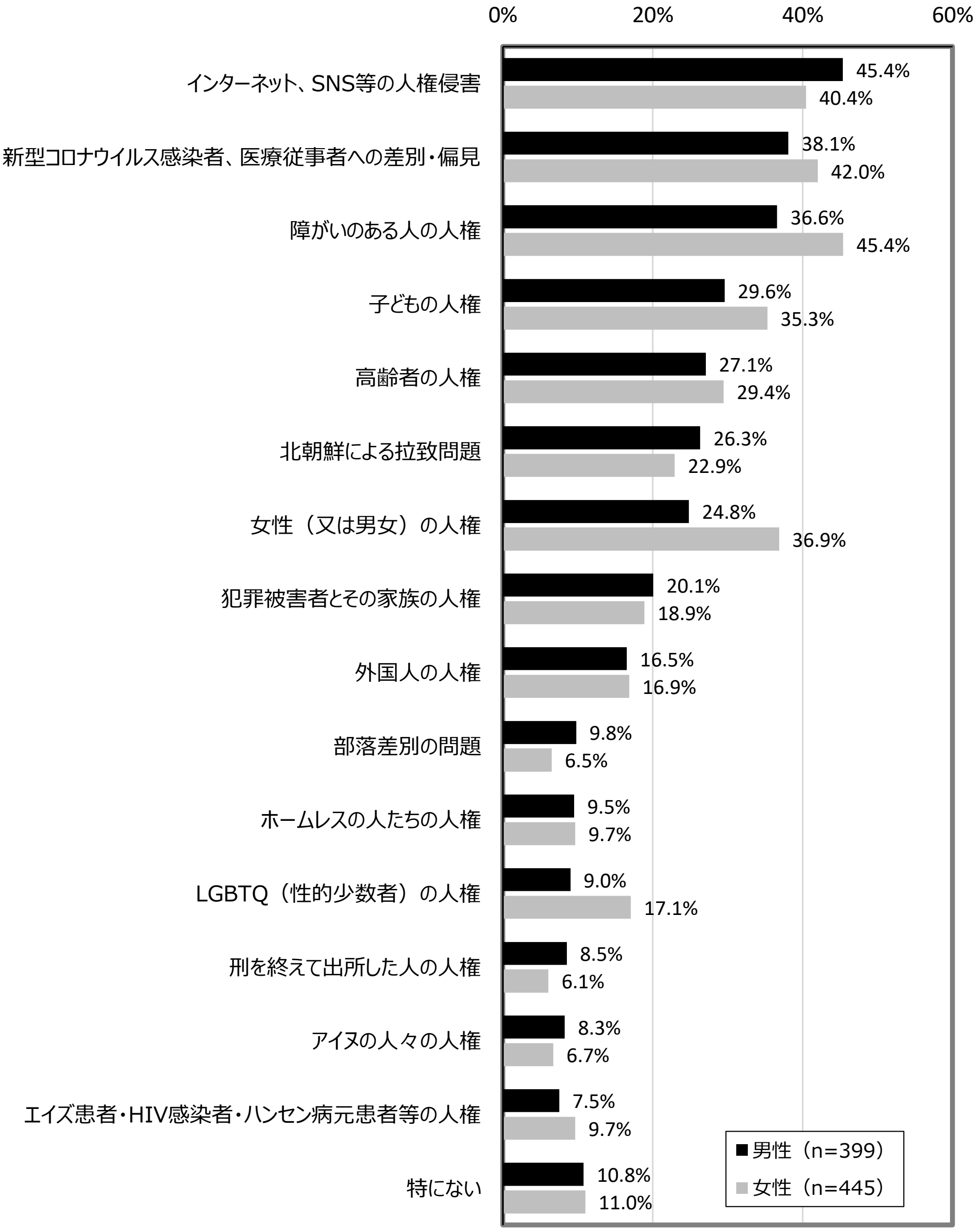

[3] SNS：「Social Networking Service（社会的ネットワークサービス）」の略称。インターネットを使い、個人や団体の間をつなぐネットワークを提供するサービスで、代表的なものとして Facebook などがある。

自身やまわりの人が受けたことがある差別や人権問題では、「子どもへのいじめ・虐待」が男性 17.3％、女性 20.0％とそれぞれ最も高くなっています。「女性に対する差別」は男性が 8.0％であるのに対し女性は 17.8％と 9.8 ポイントの差があり、男女差が非常に大きくなっています。

【あなたや、まわりの人が受けたことがある差別や人権問題】（複数回答）

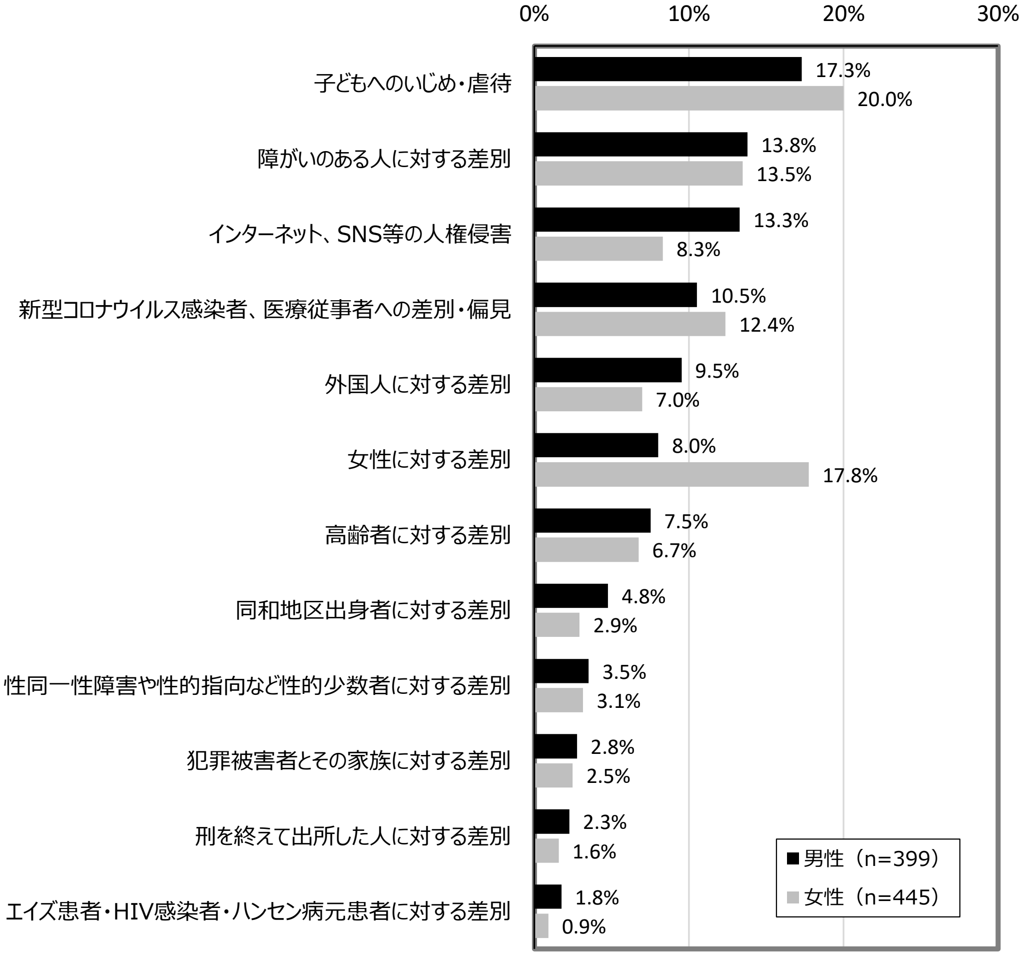

人権に関する講演会や研修会に１回以上参加したことがある人は 10.0%に留まり、前回調査よりも 3.5 ポイント低くなっています。

【人権に関する講演会や研修会への参加経験】（単数回答）

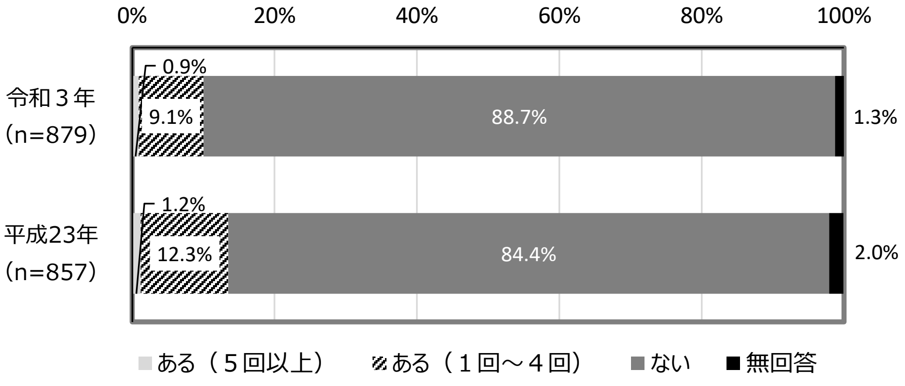

人権が尊重される社会を実現するために必要と思う取組については、「学校教育における人権教育の充実」と「社会保障制度（年金等）や医療・福祉制度の充実」が、前回調査に続いて５割を超え高くなっています。一方、「人権を守るための様々な法制度の充実」が前回調査から 19.1 ポイント高い 46.5%で第３位となっており、法制度の整備を求める町民意識の高まりがうかがえます。

【人権が尊重される社会を実現するために必要と思う取組】（３つまでの複数回答）

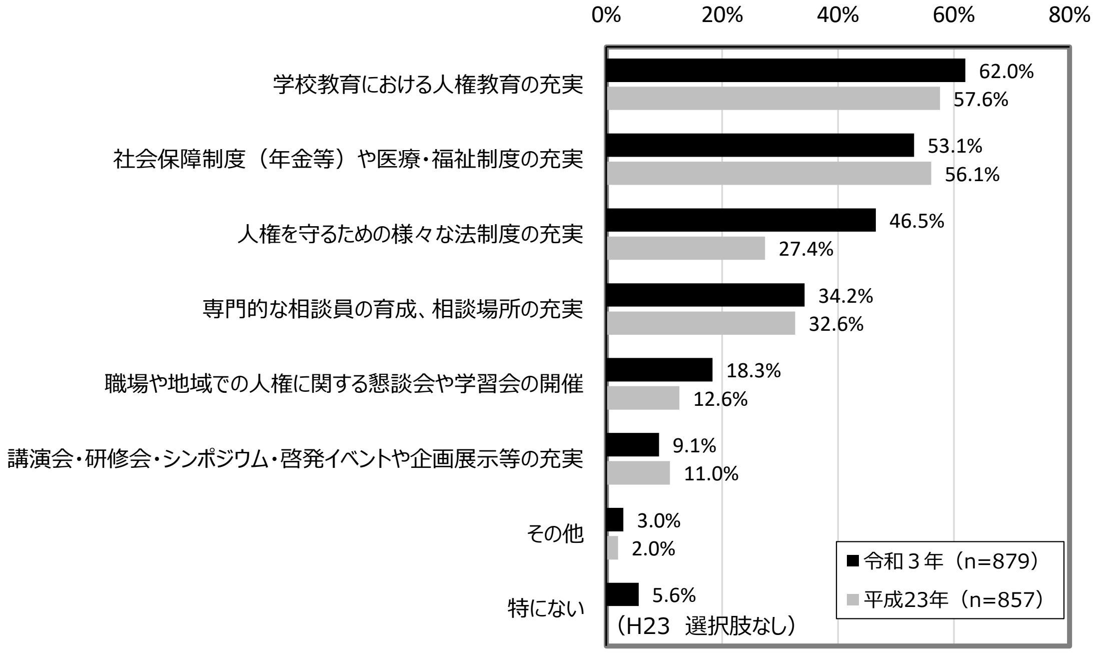

②女性の人権について

女性に関する人権上の問題については、男女とも「就職時の採用条件、仕事の内容、昇給昇進における男女差など、職場における男女の待遇の違い」が５割を超えて最も高く、次いで「『男は仕事、女は家庭』といった男女の固定的な役割分担意識を他人に押しつけること」となっています。

「夫や恋人など親しい関係にある男性から女性に対する暴力」（なぐる、暴言、行動を監視することなど）」及び「テレビ、ビデオ、雑誌、インターネットなどによるわいせつ情報の氾濫」は男女の回答差が大きく、それぞれ 10.3 ポイントと 8.5 ポイント、女性の回答が男性より高くなっています。

【女性に関する人権上の問題と思うこと】（複数回答）

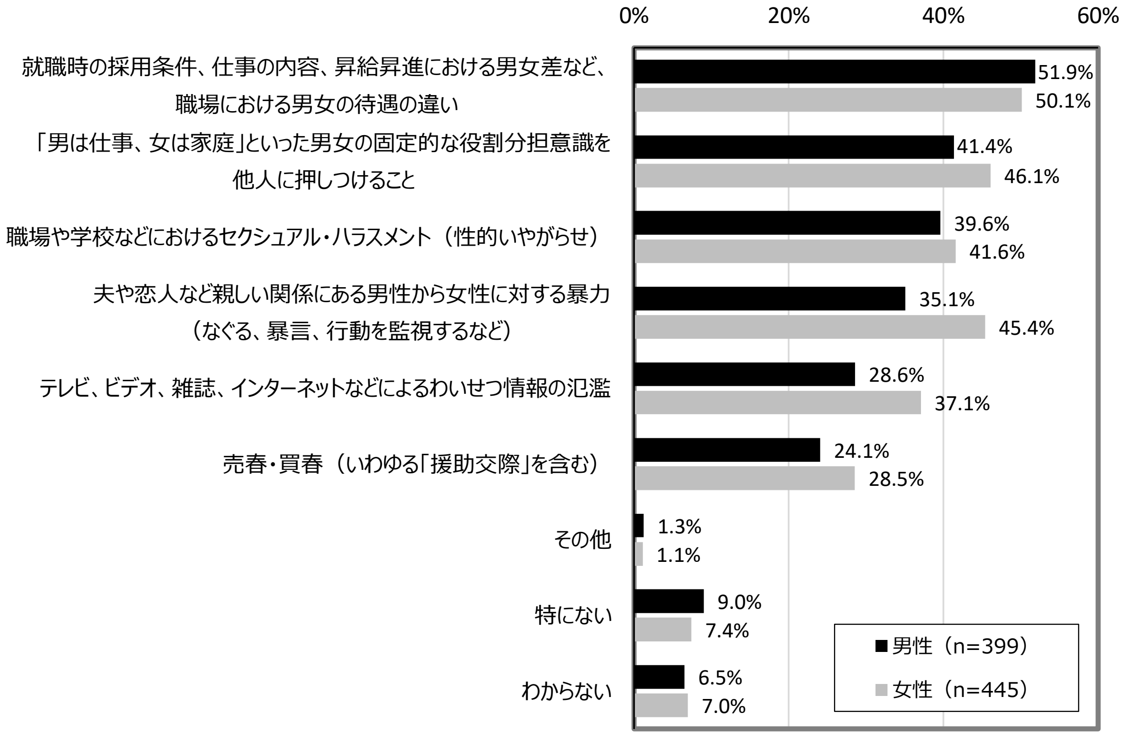

女性（又は男女）の人権を守るために行政が力を入れるべきと思うことについて、回答の傾向は男女ともほぼ同様で、「男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する」が最も高くなっていますが、その割合は男性が 62.7%に対して女性は 76.0%と女性が男性よりも 13.3 ポイント高くなっています。

【女性（又は男女）の人権を守るために行政が力を入れるべきと思うこと】（３つまでの複数回答）

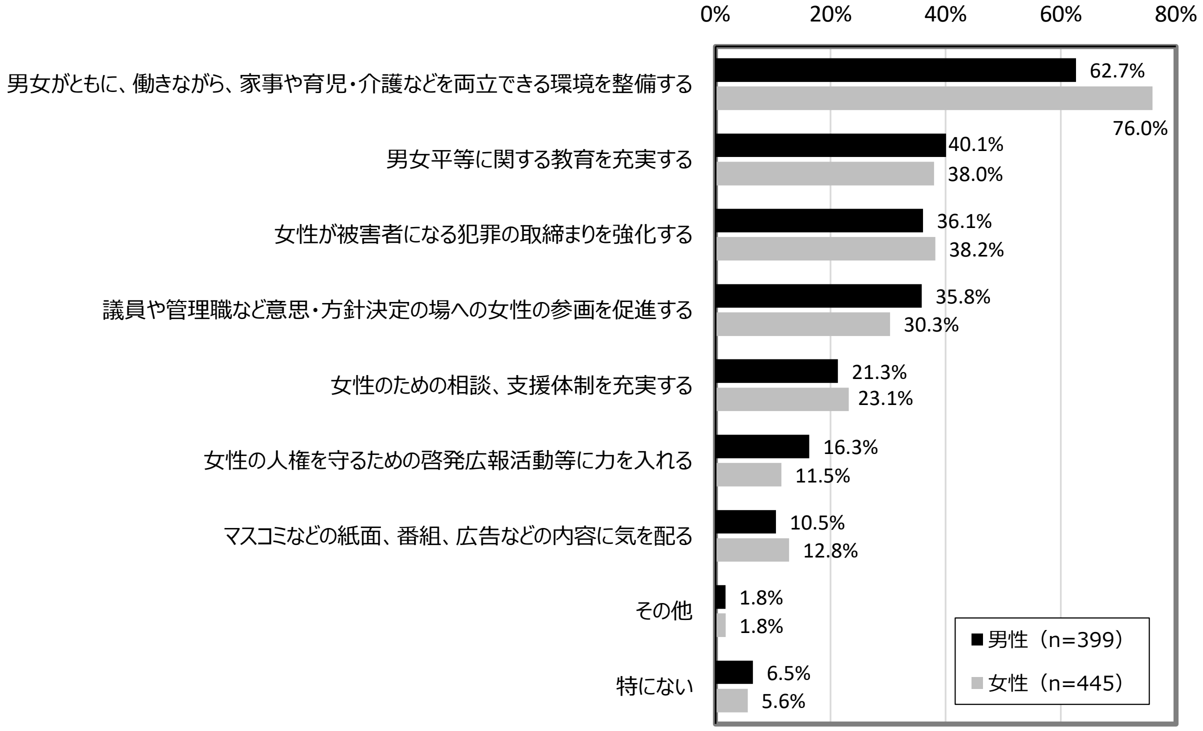

③子どもの人権について

子どもの人権問題で特に問題があると思うことについては、「仲間はずれや無視、身体への暴力やいやがることをしたりさせたりするなどのいじめを行うこと」が 67.1%と最も高く、次いで「親が子どもに暴力を加えるなど子どもを虐待すること」(53.8%)、「いじめをしている人やいじめられている人を見て見ぬふりをすること」(39.5%)、「親が子どもに食事を与えないなど養育を放棄すること」(38.1%）などとなっています。

【子どもの人権問題で、特に問題があると思うこと】（３つまでの複数回答）

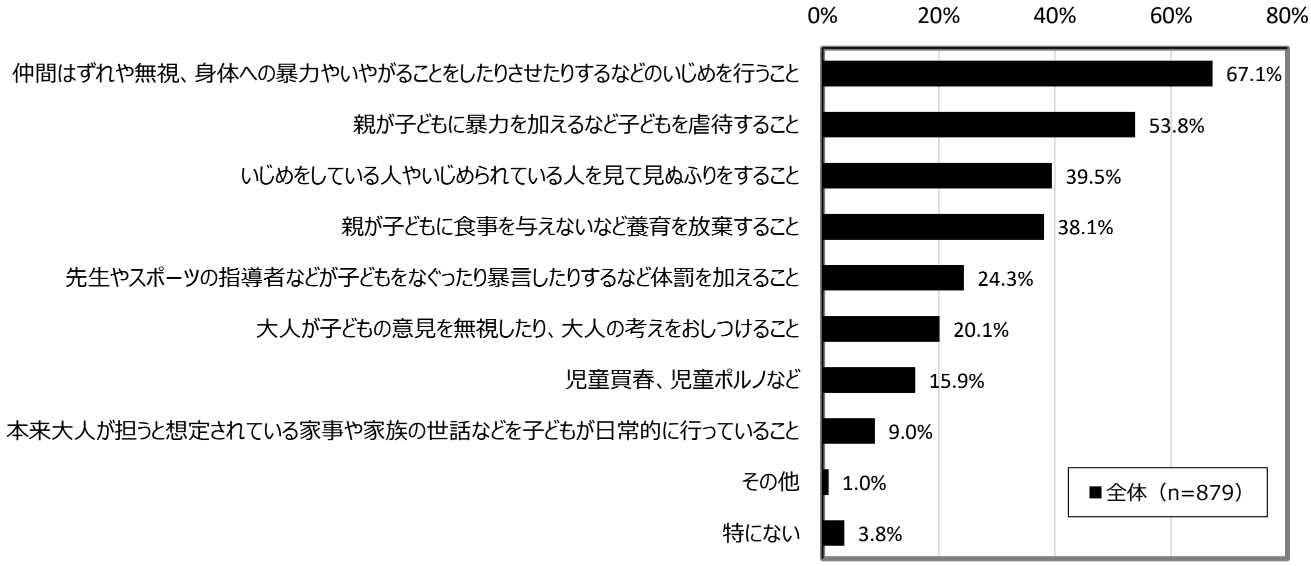

子どもの人権を守るために必要と思うことについては、「教師や指導者の資質や能力を高める」、「虐待や体罰などを犯罪として取り締まる」、「子どもに自分も他人も大切であることを教える」、「子どものための相談・支援体制を充実する」がいずれも４割台と高くなっています。

【子どもの人権を守るために必要と思うこと】（３つまでの複数回答）

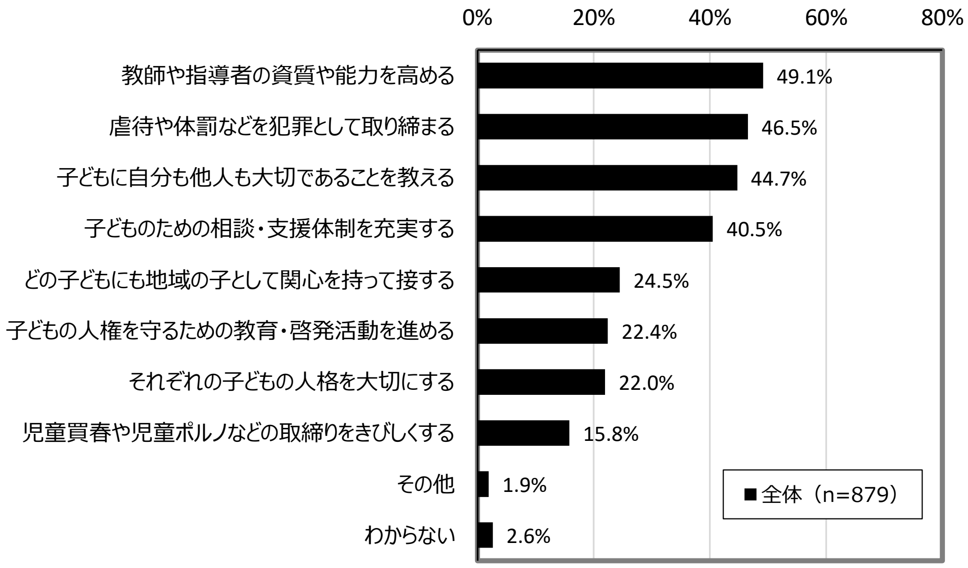

④高齢者の人権について

高齢者の人権に関して、問題があると思うことについては、「買い物や通院などで、公共交通機関の移動手段がないこと」が 44.3%と最も高く、次いで「経済的な自立が困難なこと」（39.8%）となっています。

【高齢者の人権に関して、問題があると思うこと】（３つまでの複数回答）

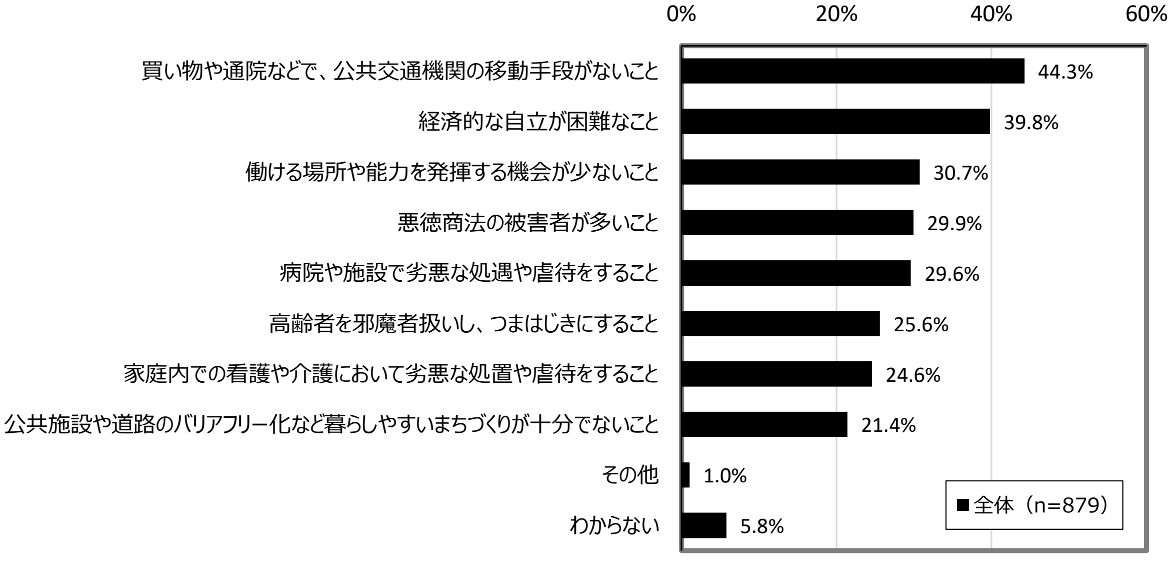

高齢者の人権を守るために特に大切と思うことについては、「高齢者が自立して生活しやすい環境にする」が年代を問わず最も高く、次いで「地域ぐるみで高齢者を見守る取組の推進」となっています。

「地域ぐるみで高齢者を見守る取組の推進」と「高齢者のための相談体制の充実」は回答率が高齢になるほど高く、「高齢者の就労機会の確保」は逆に高齢になるほど低くなる傾向が顕著に見られています。

【高齢者の人権を守るために特に大切と思うこと】（３つまでの複数回答）

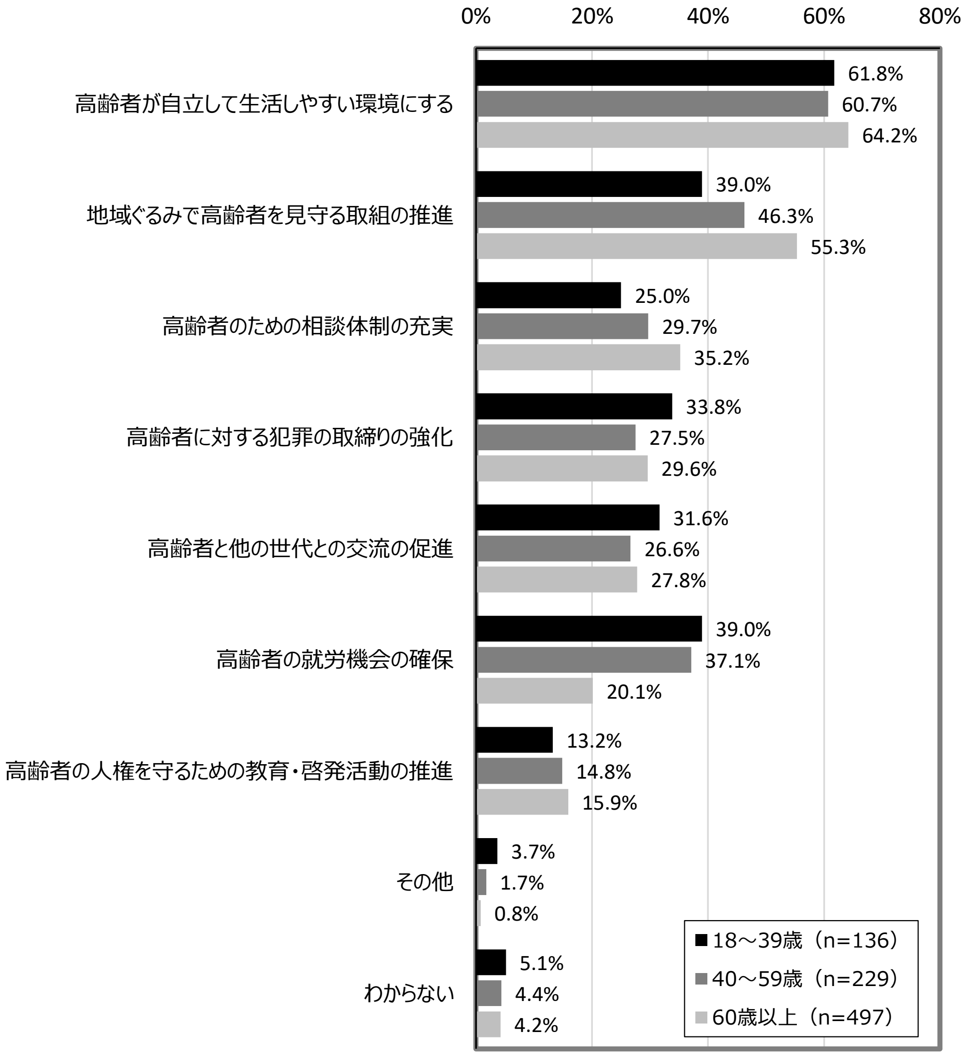

⑤障がいのある人の人権について

障がいのある人の人権に関して問題と思うことについては、「差別的な発言や行動をすること」が50.5%と最も高く、次いで「働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと」（43.5%）、「じろじろ見たり、避けたりすること」（39.2%）となっています。

【障がいのある人の人権に関して問題と思うこと】（３つまでの複数回答）

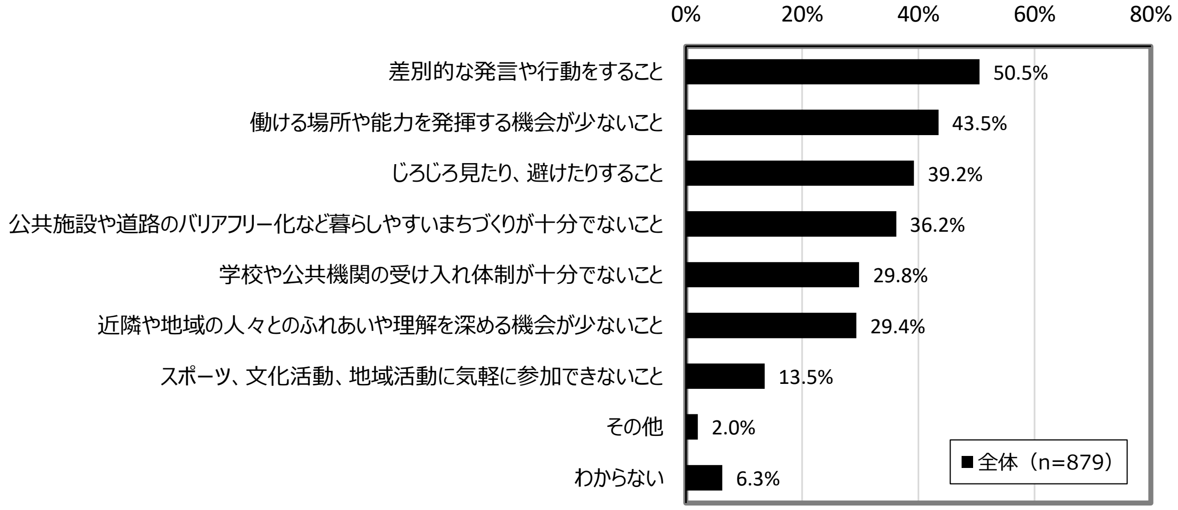

障がいのある人の人権を守るために、行えばよいと思うことについては、「障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする」が56.2%と最も高く、次いで「障がいのある人のための相談・支援体制を充実する」（39.4%）、「在宅サービスや福祉施設、病院を充実する」（37.3%）、「障がいのある人の雇用を確保する」（35.0%）などとなっています。

【障がいのある人の人権を守るために、行えばよいと思うこと】（３つまでの複数回答）

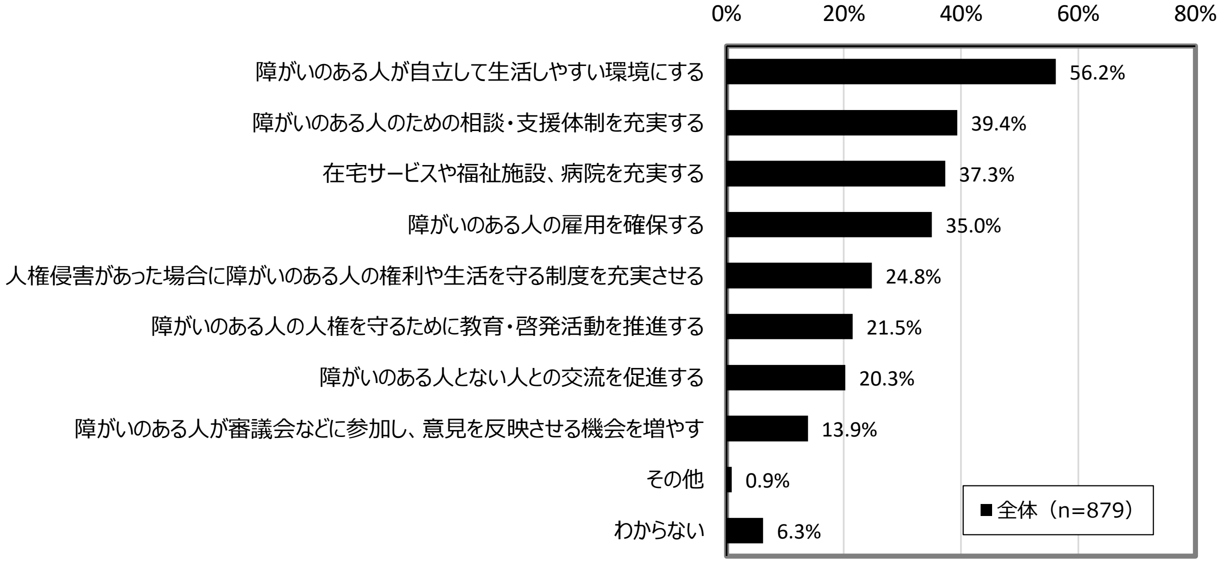

⑥同和問題について

「同和地区」や「同和問題」の認知について、「知っている」と「どこにあるか知らないが、聞いたことはある」を合わせた割合は 69.8%と、前回調査の 75.5%から 5.7 ポイント低くなっています。

【県内にある『同和地区』や『同和問題』『部落問題』等を知っているか】（単数回答）

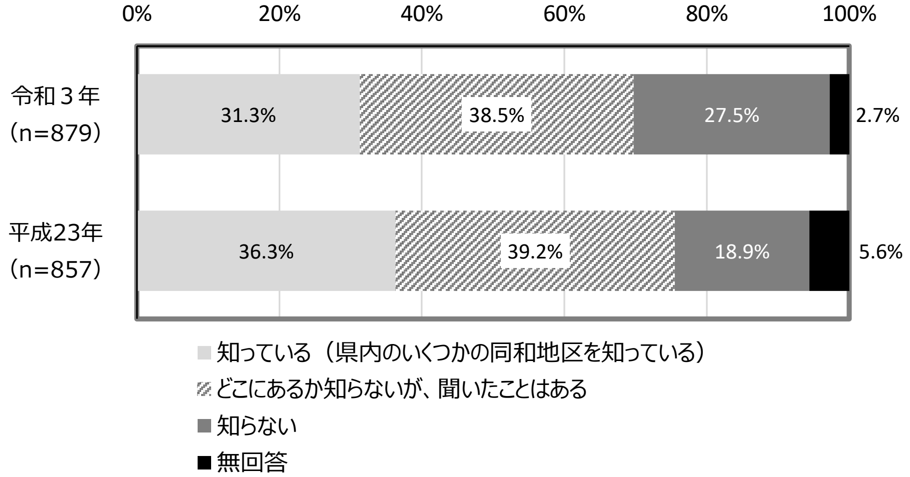

同和問題を「知っている」又は「聞いたことがある」と回答した方が、同和問題を解決するために必要と思うことについては、「町民一人一人が同和問題について正しい理解を深めるように努力する」が 54.6%と最も高く、次いで「学校や地域における人権教育を進める」（45.4%）、「同和問題に関わる人権相談や生活相談などを充実する」（30.7%）などとなっています。

【同和問題を解決するために必要と思うこと】（３つまでの複数回答）

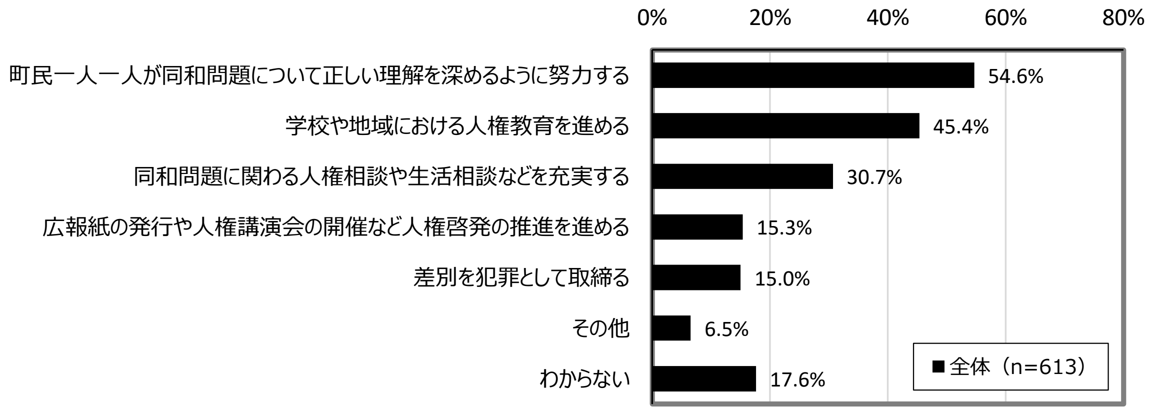

今後の学校での同和教育については、「特に行う必要はない」が38.2%と最も高く、次いで「積極的に行う必要がある」(28.4%）となっています。

前回調査と比較すると、「特に行う必要はない」は9.5ポイント低く、「積極的に行う必要がある」は4.3ポイント高くなっており、結果として前回調査で20ポイント以上あった「特に行う必要はない」と「積極的に行う必要がある」の差は、今回の調査では9.8ポイントと半減しました。しかし、一方で、「わからない」との回答が２割を超え、前回調査よりもやや高くなっています。

【学校での同和教育を、今後どうすべきと思うか】（単数回答）

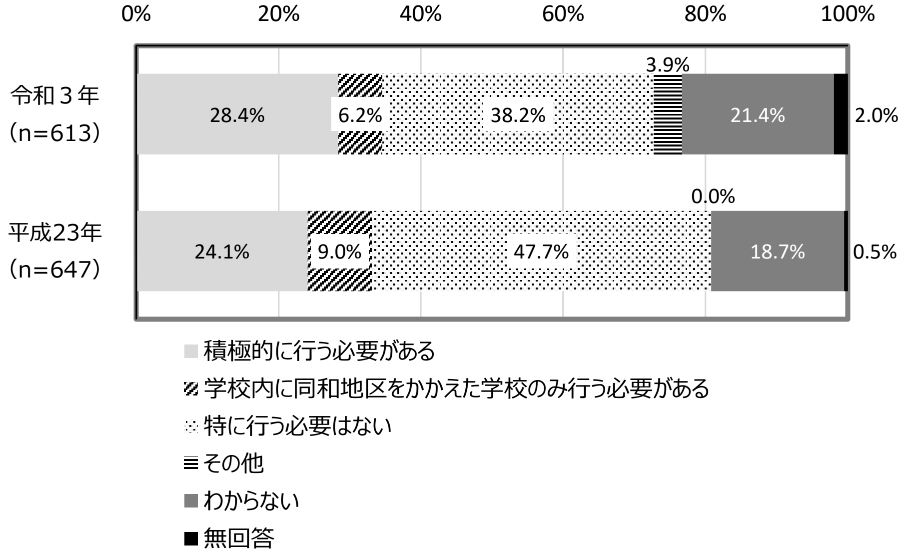

⑦外国籍の人たちの人権について

外国籍の人たちの人権に関して問題に思うことについては、「外国語で対応できる行政相談窓口や病院が少ないこと」が 33.2％と最も高く、次いで「差別的な発言や行為をすること」（32.1％）、「近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少ないこと」（29.1％）などとなっています。

【外国籍の人たちの人権に関して問題と思うこと】（３つまでの複数回答）

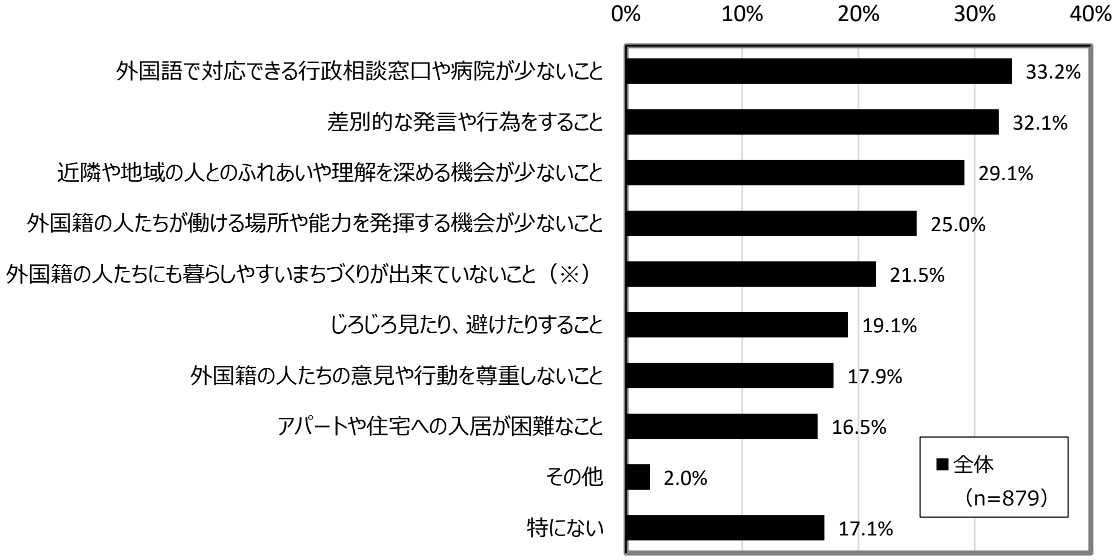

※「施設・道路・鉄道案内の外国語表記など外国籍の人たちにも暮らしやすいまちづくりが出来ていないこと」を省略しています。

外国籍の人たちの人権を守るために必要と思うことについては、「外国籍の人たちと日本人の相互理解と交流を深める」が 37.1％、「外国籍の人たちもともに暮らす住民であることの理解を深める啓発を進める」が 36.3％と高くなっていますが、その他の選択肢も、「外国籍の人たちの参政権を認める」を除き３割前後の回答となっています。

【外国籍の人たちの人権を守るために必要と思うこと】（３つまでの複数回答）

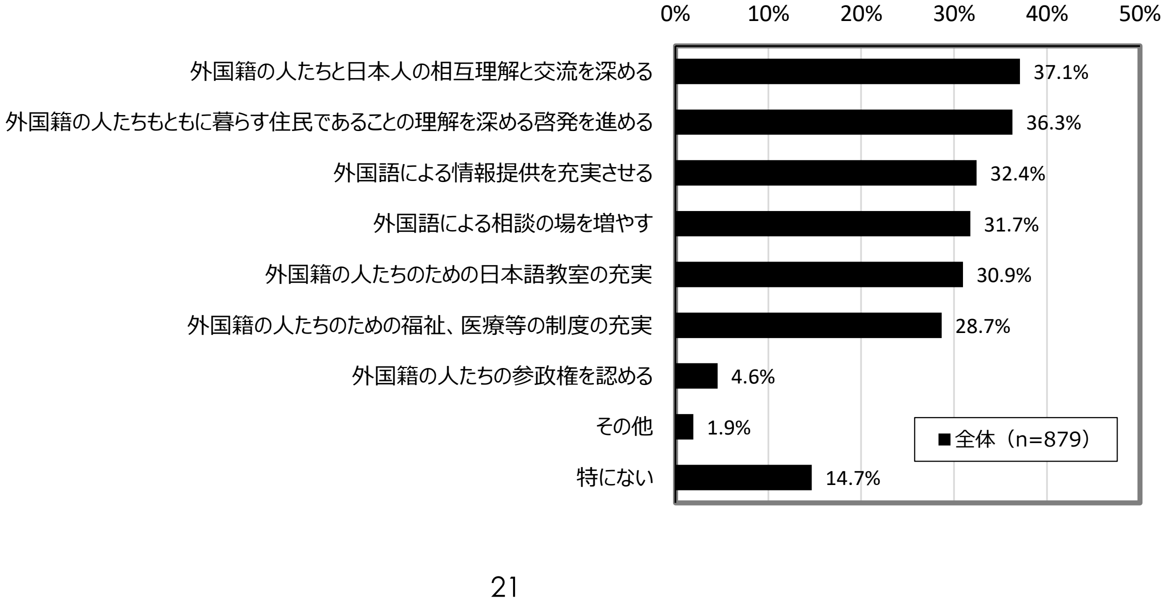

⑧病気と人権について

エイズ患者やＨＩＶ感染者・ハンセン病元患者・新型コロナウイルス感染者の人権に関して問題と思うことについては、「差別的な発言や行為をすること」が47.8%と最も高く、次いで「患者や感染者のプライバシーが守られないこと」(41.6%)、「就職の際や職場において不利益な扱いをすること」（37.9%)、「病院での入院や治療を断ること」（37.1%）などとなっています。

【エイズ患者等（※）の人権に関して問題と思うこと】（３つまでの複数回答）

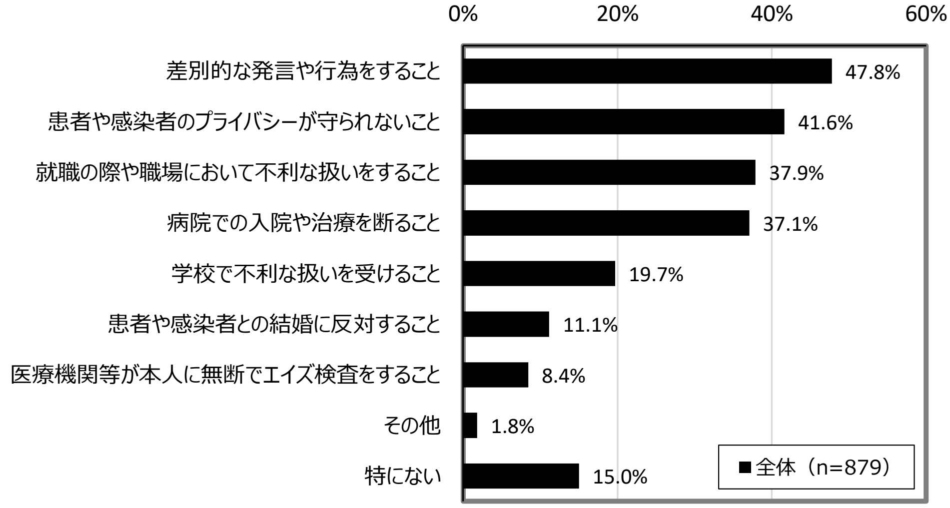

※　エイズ患者等：エイズ患者や HIV 感染者・ハンセン病元患者・新型コロナウイルス感染者

エイズ患者やＨＩＶ感染者・ハンセン病元患者・新型コロナウイルス感染者の人権を守るために必要と思うことについては、「エイズやＨＩＶ・ハンセン病に関する正しい知識について、学校教育の中に取り入れる」が51.8%、「プライバシーに配慮した医療体制やカウンセリング体制を充実する」が51.0%とともに５割を超えて高くなっています。

【エイズ患者や HIV 感染者・ハンセン病元患者の人権を守るため必要と思うこと】（３つまでの複数回答）

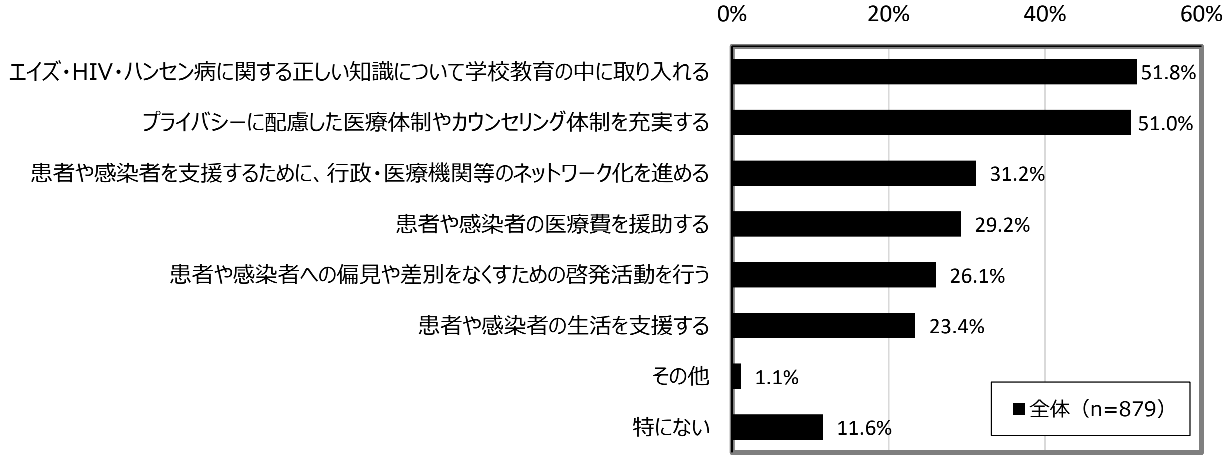

⑨その他の人権について

インターネットやＳＮＳで特に人権上問題があると思うことについては、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など、人権を侵害する情報を掲載すること」が72.0%と最も高く、次いで「子どもたちの間で、インターネットやＳＮＳ上でのいじめが発生していること」(43.9%)、「加害者が特定できず被害者が救済されにくいこと」(40.8%) などとなっています。

【インターネットや SNS で特に人権上問題があると思うこと】（３つまでの複数回答）

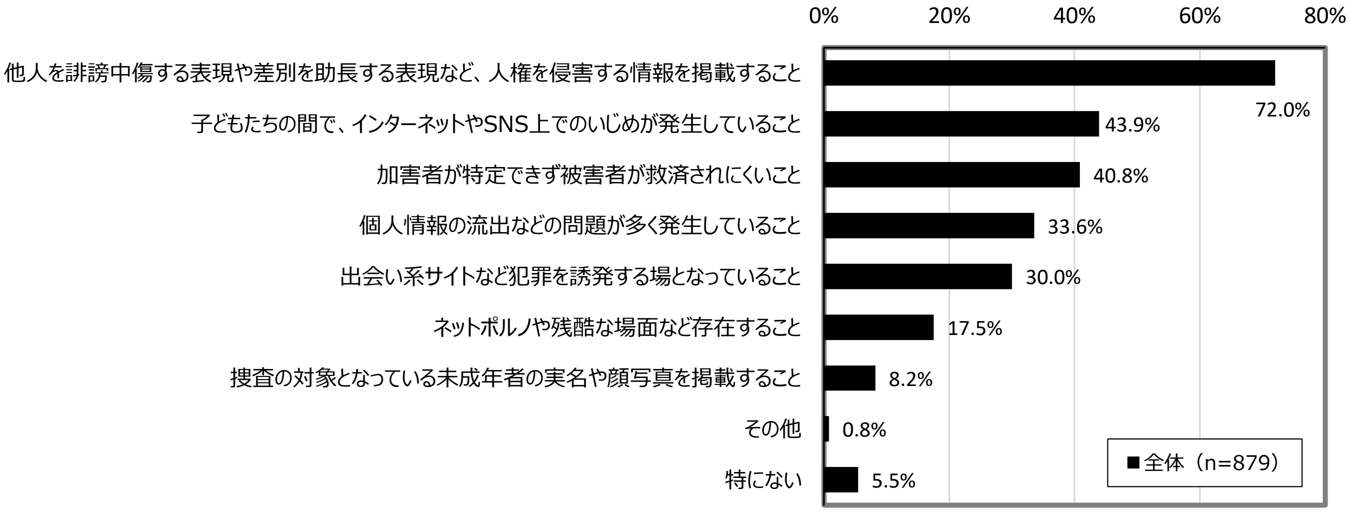

犯罪被害者やその家族の人権に関して問題があると思うことについては、「過剰な取材などによる私生活の平穏やプライバシーの侵害」が63.7%と最も高く、次いで「犯罪行為で受ける精神的・経済的負担」(56.8%)、「事件に関する周囲からのうわさ話」(40.4%) などとなっています。

【犯罪被害者やその家族の人権に関して問題があると思うこと】（３つまでの複数回答）

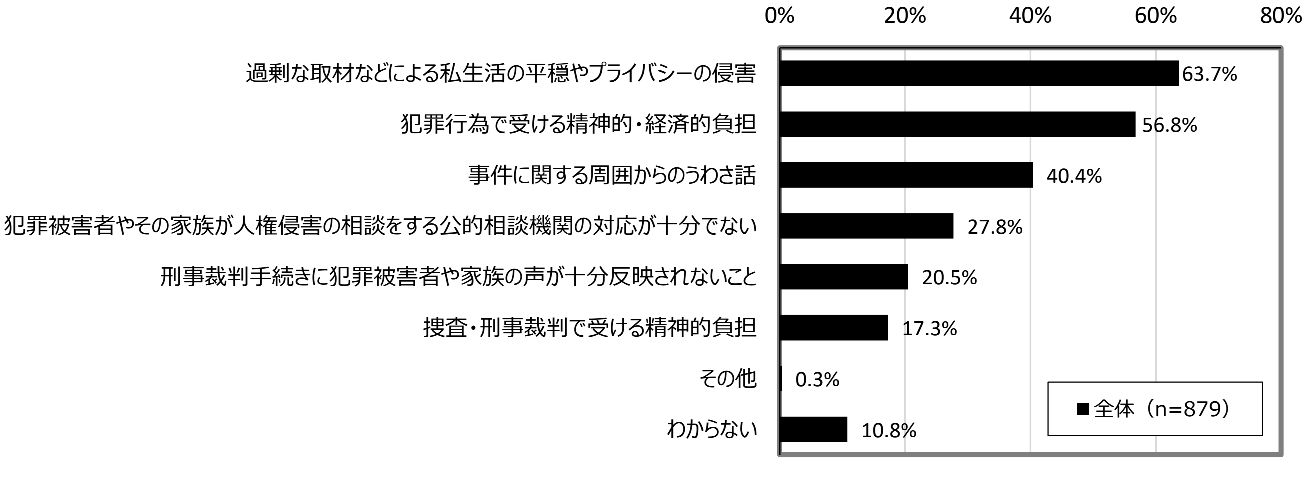

ＬＧＢＴＱ[4]（性的少数者）の人たちの人権について、特に問題だと思うことについては、「社会的理解が低く、性的少数者を好奇や偏見の目で見ること」が 53.1％と最も高く、次いで「嫌がらせをしたり蔑称で呼ぶなど、差別的な言動をすること」（37.5％）、「法律が不十分であったり、整備されていないこと」（35.4％）、「地域社会の職場、家庭、学校などでのけ者あつかいして、孤立させてしまうこと」（33.3％）などとなっています。

【ＬＧＢＴＱ（性的少数者）の人たちの人権について、特に問題だと思うこと】（複数回答）

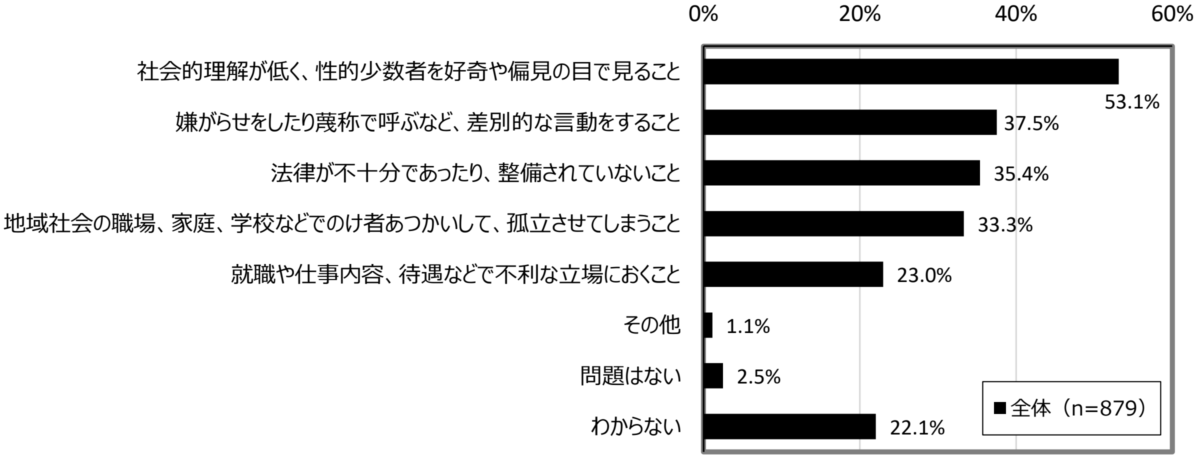

[4] LGBTQ：LGBTQ とは、L（レズビアン）、G（ゲイ）、B（バイセクシュアル）、T（トランスジェンダー）、Q（クエスチョニング／クイア）の頭文字をとって組み合わせた言葉で、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）を表す総称のひとつ。

第3章　人権教育･啓発の推進

１．人権教育の推進

人権尊重の意識を私たちの社会全体に広く深く浸透させるためには、学校教育や社会教育の中で人権について学ぶことが不可欠です。また、家庭内で起こりうる虐待や育児放棄なども人権問題であると認識し、適切な行動がとれるようにすることが必要です。

学校教育については、令和３（2021）年に実施した人権問題に関する町民意識調査において、人権が尊重される社会を実現するために必要と思う取組として、「学校教育における人権教育の充実」を挙げた人が 62.0％で最も多いことから、多くの町民もその重要性を認識していることがわかります。また、同じ調査で、ほぼ８割の人が人権や差別問題に「かなり関心がある」または「少し関心がある」と回答しました。この数値は、10 年前の平成23（2011）年の調査での回答（64.0％）よりも大幅に高く、人権尊重の意識が更に深く浸透した町づくりのための下地となる住民意識が整ってきていることが伺えます。

(1)学校における推進

学校教育では、児童・生徒の発達段階や理解度に合わせて学習機会を提供することが重要ですが、本町では、教育要領や学習指導要領に基づき、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間（幼稚園は各領域）のそれぞれの特質に応じて、人の多様性や自他の生命・人格の尊重などについての理解を深め、他人を思いやる豊かな人間性を育むことに努めています。今後も、一人一人の教職員が改めて学校教育における人権教育の重要性を自覚し、人権問題の解決に向けた教育により的確に取り組むことができるよう、人権教育指導者研修をはじめとした研修機会や研修内容の充実を図り、ＬＧＢＴＱなど人権教育上の新たな課題も含め、様々な場面で正しく具体的な態度や行動をとることができる児童・生徒の育成に努めていきます。

(2)社会における推進

すべての町民が地域や社会の中で安心して充実した生活を送るためには、人権を尊重する意識が人々の間で理解・共有され、人権擁護の観点から適切な行動が実践されていることが基本となります。第１次計画では、社会教育活動の場に人権尊重の学習を位置づけるとともに、人権教育推進協議会を開催し、少年教育・成人教育事業において学習者主体の事業を展開し、交流を図りながら人権意識の高揚に努めてきました。第２次計画でも、引き続き人権尊重の学習を社会教育活動に位置づけていきます。また、人権教育集会所事業を推進し、地域住民の交流と学習意欲の向上を目指した参加者主体の教室・講座を行っていきます。

(3)家庭における推進

家庭は家族のふれあいの場であり､子どもの人格の形成に大きな役割を果たしています。しかし、少子化や核家族化が社会の関心を引くようになって久しく、子どもだけでなく、親自身が子ども時代に様々な世代の人たちとの交流の機会を十分に経験していない場合も少なくないなど、家庭や子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

第１次計画では、家族の構成員がそれぞれの立場で参加できる人権教育の学習会の開催に取り組み、家庭の養育力や教育力の向上を支援してきました。しかし、近年、子どもへの虐待が深刻化したり、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども（ヤングケアラー）の存在がクローズアップされるなど、依然として家庭内で生じる人権問題は大きなものとなっています。第２次計画では、そうした新たな人権課題にも対応する学習会を開催し、家庭学習を通じた人権教育の充実を図ります。

２．人権啓発の推進

人権問題の正しい理解には、差別や偏見、暴力などについて具体的な事例を取り上げて人権についてあらためて見直す啓発活動が重要となります。本町では、町民や法人、団体等に対し、そうした啓発活動を、積極的・継続的に展開していきます。

(1)町民に対する啓発

本町では、「人権尊重の町」を宣言した平成７（1995）年３月以降、様々な機会を捉えて人権に関する啓発を行ってきました。第１次計画では、すべての町民を対象に人権啓発を進めるため、社会教育事業の中で各種講演会やイベント等を通じた人権啓発を行いました。

第２次計画では、引き続き人権啓発講演会を開催し町民の人権意識の高揚を図るとともに、町の広報紙やホームページ等を活用し、人権擁護の重要性について広く啓発を行います。また、人権擁護に関わる啓発ポスターや作文の募集と優秀作品の表彰を通じた人権啓発も推進します。

(2)企業･事業所に対する啓発

企業、事業所は、その経済活動や雇用する従業員とその家族を通じて、社会に大きな影響力を有しているため、その活動の中で、ＣＳＲ（企業の社会的責任）と呼ばれる、環境対策、社会貢献、法令順守、更に人権擁護等についての責任を果たすことが期待されています。

雇用主が人権問題を正しく認識した上で、職場内での各種ハラスメントなどの人権問題の発生防止や、雇用・配置・昇任等の機会における公平・平等の推進への取組が積極的になされるよう、企業・事業所に対する人権啓発を推進します。

第4章　重要課題における人権教育・啓発の推進

１．女性の人権

現状と課題

平成 11（1999）年に施行された男女共同参画社会基本法は、その前文において「我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている」との現状認識を示した上で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合う「男女共同参画社会」実現に向けて、法整備や基本計画の策定等を含め、様々な施策を展開してきました。

しかし、内閣府の調査で、家庭生活で「男性が優遇されている」または「どちらかといえば男性が優遇されている」との回答は、右図の通り、令和元（2019）年でも 44.9%に上り、平成 12（2000）年の調査での 50.7%から大きな違いはありません。

【家庭生活で男性が優遇されていると回答した人の割合】

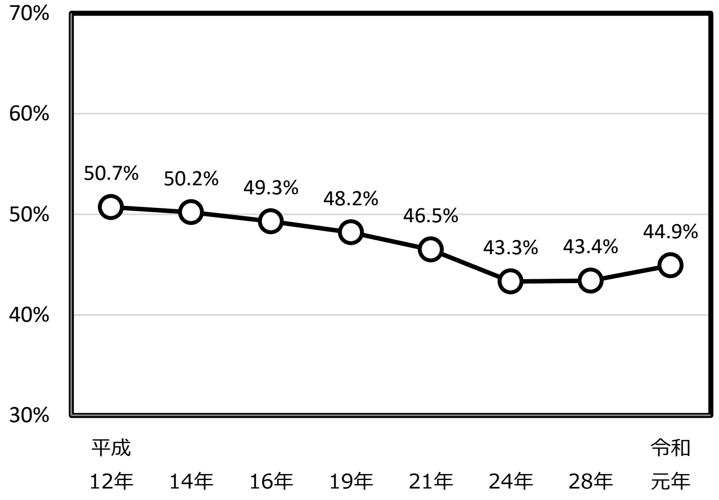

資料：内閣府「男女共同参画に関する世論調査」

また、本町の人権問題に関する町民意識調査で、現在、関心のある人権問題として「女性（又は男女）の人権」を挙げたのは女性 36.9％、男性 24.8%、自身やまわりの人が受けたことがある差別や人権問題で「女性に対する差別」を挙げたのは女性 17.8%、男性 8.0%、女性に対する人権上の問題と思うことで「夫や恋人など親しい関係にある男性から女性に対する暴力」を挙げたのは女性 45.4%、男性 35.1%、女性（又は男女）の人権を守るために行政が力を入れるべきと思うことで「男女がともに、働きながら、家事や育児などを両立できる環境を整備する」を挙げたのは女性 76.0%、男性 62.7%などと、男女間での意識の違いが大きく表われた項目もあります。

女性と男性は対等であり、それぞれ個人として尊重されなければなりません。誰もが個性と能力を十分に発揮することができる邑楽町の実現のために、そうした男女の意識の違いにも目を向けつつ、様々な取組を推進する必要があります。

今後の取組

取組	活動
邑楽町男女共同参画推進計画の策定	●男女が、意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会の実現に向け、令和５年度に町民アンケート調査を行い、令和６年度に「邑楽町男女共同参画推進計画」の策定を目指します。
DV、ストーカー、セクハラ等に関する相談機能の充実	●県・警察・相談機関と連携を強化し、相談窓口の周知を図ります。
DV、ストーカー、セクハラ等の被害者の保護・救済・支援と制度・窓口の周知	●県・警察・相談機関と連携し、県の研修を利用するなど、支援体制の整備に取り組みます。
女性弁護士による女性のための法律相談の実施	●邑楽町・千代田町・大泉町が連携し、３町に在住の様々な問題を抱える女性に対し、相談しやすいよう女性の弁護士による法律相談を行います。

２．子どもの人権

現状と課題

子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利などの基本的人権を保障するために定められた「子どもの権利条約」が平成元（1989）年に国連で採択され、我が国も平成６（1994）年に批准し、その後「児童虐待防止法」や「いじめ防止対策推進法」など、子どもの人権を守るために様々な法律が整備されてきました。

しかし、少子化や核家族化の進行に伴う社会構造の変化や家庭や地域の子育て環境の変化、携帯電話やインターネットの普及などにより、子どもの生育環境は大きな影響を受けています。令和２(2020)年には、「児童福祉法」の一部改正により、「しつけ」であるか否かによらず、保護者による子どもへの体罰等の禁止が明確にされましたが、児童相談所での虐待相談対応件数は右図の通り、年々増加しています。

【児童相談所での児童虐待相談対応件数】

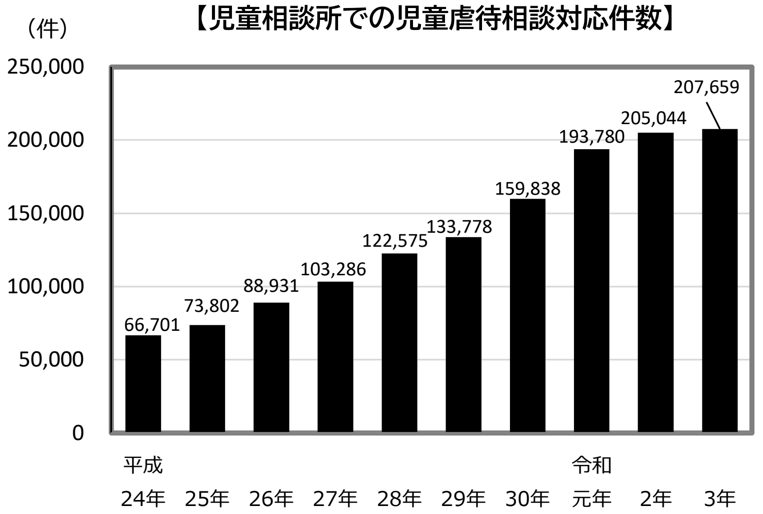

資料：厚生労働省

また、本町の人権問題に関する町民意識調査において、子どもの人権問題で、特に問題があると思うこととして最も多い「いじめを行うこと」(67.1%）に続き、児童虐待に関する内容（身体的暴力、ネグレクト、精神的暴力）もそれぞれ53.8%、38.1%、20.1%と多くなっています。更に、子どもの人権を守るために必要と思うことでは、「教師や指導者の資質や能力を高める」、「虐待や体罰などを犯罪として取り締まる」、「子どもに自分も他人も大切であることを教える」、「子どものための相談・支援体制を充実する」が４割を超える回答を集めています。

そうした町民の思いに応え、すべての子どもが差別を受けたり権利を侵害されたりすることなく、健やかに育つことができるよう、家庭と学校、地域が密接に連携した基盤の上で、子どもたちのために準備された人権学習が、資質・能力とも十分な教師や指導者によって指導される環境や、悩みを抱えた子どもの相談支援体制の整備が重要となっています。

今後の取組

取組	活動
体験学習を取り入れたカリキュラムの編成	●体験的な学習を通じて、自ら判断し、適切な行動を選択できる児童生徒を育成します。
教職員の資質向上のための研修の実施	●学校という場で子どもの人権がしっかり守られるよう、教職員に対する指導を継続して実施します。
悩みをかかえた子どもへの教育相談体制の整備	●情報共有や研修を実施し、相談員の資質向上に努めます。
公民館等における学習機会の充実	●公民館等が開催する事業の中で、子どもたちの健全育成と仲間意識の向上が図られる講座等を実施します。
家庭や地域社会、事業所等を対象とした啓発活動	●広報紙や、子どもや保護者の関係する事業等においてリーフレットなどを配布し、子どもたちの人権啓発について周知します。
児童虐待に対する相談体制の充実と関係機関との連携	●関係機関との連携を密にして児童虐待の早期発見・早期対応に努め、対象児童への援助と再発防止を推進します。 ●母子保健事業における診察時の身体状況や親子関係の状況把握により支援が必要な家庭を早期に発見し・対応します。 ●母子保健事業を相談や情報交換の場として活用し、育児不安の早期の解消を図り、虐待の予防につなげます。
子どもの貧困対策の推進	●学校教育活動において経済的に支障をきたしている小・中学生の保護者に対して、給食費・学用品費等を支給します。また、特別支援学級に在籍している児童生徒の保護者に対して、所得額に応じて、給食費・学用品費等を支給します。
児童・生徒や家族に対する相談体制の充実	●地域や学校・行政等の関係機関が連携し、若者の居場所づくりを進めるとともに、自己肯定感を育み、生きることの促進要因の増加を図るため、教育相談室の設置、児童生徒の心のケアシステムやいじめ問題対策の推進に取り組みます。
児童・生徒の SOS の出し方に関する教育の推進	●児童・生徒が命の大切さを実感できるような教育や、社会において直面する可能性のある様々な困難やストレスへの対処方法を身に付けるための教育を進めます。

３．高齢者の人権

現状と課題

令和２(2020)年の国勢調査で明らかとなった本町の高齢化率(※)は、全国平均の 28.0%を上回る 32.3%で、町民のほぼ３人に一人は 65 歳以上となっています。年齢階層別の人口分布を見ると、65 歳前の高齢者予備軍の人口が年少人口を上回っていることから、今後も高齢化率の上昇は続き、特に女性の高齢者が男性よりも更に多くなることが予測されます。

本町の人権問題に関する町民意識調査では、高齢者の人権を守るために特に大切と思うこととして、60 歳以上の人の 64.2%は「高齢者が自立して生活しやすい環境にする」と回答しており、高齢者の生活環境改善へのニーズが高くなっています。

一方、「高齢者の人権を守るための教育・啓発活動の推進」を回答した人は 15.9%に留まっていますが、厚生労働省発表の高齢者虐待の相談･通報件数を見ると、下図に示す通り、特に擁護者によるものが毎年増加しており、高齢者虐待は深刻な状況にあることがわかります。

【高齢者虐待の相談・通報件数】

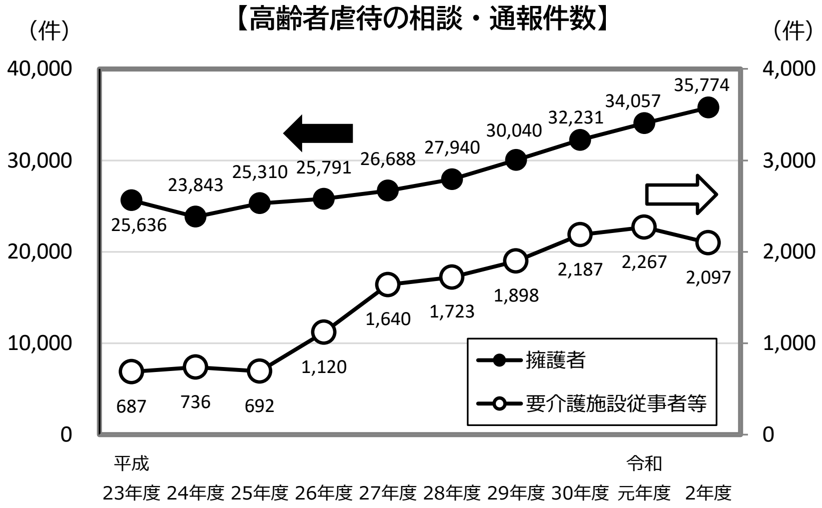

資料：厚生労働省

厚生労働省発表の「健康寿命の令和元年値について」によると、令和元 (2019) 年における平均寿命と健康寿命の差は、男性 8.73 年に対して女性は 12.06 年となっています。本町の高齢者は、今後、日常生活に支障をきたす期間が長い女性のほうが男性よりも増えることが見込まれることから、介護を必要とする人に対する虐待の防止に向けた啓発や相談対応の充実、虐待被害者の早期発見や支援体制の充実は喫緊の課題となっています。

※ 年齢不詳を含む総人口に対する 65 歳以上の人の割合

今後の取組

取組	活動
生きがいづくり、社会参加、就労機会の確保	●公民館等が開催する事業の中で、高齢者の生きがいづくりや社会参加につながる講座等を実施します。 ●健康で就業意欲の高い高齢者のニーズに対応できるよう新しい分野、職種の開拓に取り組みます。
要介護者への福祉施策の推進	●介護事業所と連携し、要介護者が速やかに介護サービスにつながるように努めます。
高齢化社会を地域全体で支えるための意識啓発	●サービスの担い手が不足しているため、町民主体の協議体の活動を促進し、支え合いに協力できる人数を増やせるよう啓発を行います。
介護者の相談窓口の充実	●年々増加する相談に対応するため、相談事例を更に蓄積し、効率的な相談支援を行えるよう備えます。 ●家族介護を支援する講座を開催します。
高齢者虐待の早期発見・防止への支援体制の充実	●年々増加する相談に対応するため、相談事例を蓄積し、効率的な相談支援を行えるよう備えます。 ●通報に対し迅速な対応をとれる人員体制を整えます。 ●虐待の早期発見や防止のため、介護現場での虐待の定義や基準の周知を行います。 ●介護関係者や町民に向け、パンフレットの配布や講演会等の開催を通じて虐待防止のための環境づくりに努めます。
高齢者の権利を守る体制づくり	●成年後見制度や高齢者虐待防止、消費者被害防止に関する講演会や出前講座を開催し、権利擁護についての周知及び理解を深めてもらえるよう努めます。 ●早期に問題を把握し、支援につなげていけるよう民生委員・児童委員や医療、介護などの関係機関と協力し連携を強めていきます。
高齢者の移動手段の確保	●循環バスと福祉タクシーを組み合わせ、通院や買い物などに困難を抱えた人が移動する際の利便性を確保します。
成年後見制度の利用促進	●成年後見制度利用のための相談や申請、費用負担が困難な高齢者に対しての支援を行っていきます。
認知症ケアパスの普及	●認知症に関する情報コーナーを設置し、相談窓口など情報の周知を行います。 ●認知症ケアパスを研修会などで配布するなど普及を図り、随時、内容について見直していきます。
認知症サポーターの養成	●認知症サポーター養成講座を多くのかたが受講できるよう、時間帯や実施場所などを検討しながら実施していきます。小学校や中学校においても認知症サポーター養成講座の開催に努めます。

４．障がいのある人たちの人権

現状と課題

平成 18（2006）年に「障害者の権利に関する条約」が国連総会で採択されました。我が国は「障害者基本法」の改正、「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」の施行など、様々に法律を整備したのち、平成 26（2014）年に条約を批准しました。

「障害者差別解消法」は、国の行政機関や地方公共団体、事業者等に、障がいを理由とする差別の禁止や障がいのある人からの求めに応じて「合理的配慮」を行うことを求めるものです。しかし、就職活動や職場、店舗や交通機関の利用、住宅への入居など、社会生活の様々な場面での差別は、現在でも解消されるまでには至っていません。

本町の障害者手帳所持者の状況を見ると、令和４（2022）年３月 31 日時点での身体障害者手帳の所持者は 845 人で、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳所持者の４倍を超えていますが、近年、ゆるやかな減少傾向を示しています。一方、精神障害者保健福祉手帳所持者は平成 30（2018）年から令和４（2022）年にかけての４年間で 1.4 倍となるなど、本町の障がい者の状況は、少しずつ変化しています。また、すべての障害者手帳には等級や種類があり､外見からは伺えない障がいもあります｡障がいのある人の人権を考える際には、そうした変化や多様性を踏まえ、それぞれのニーズに的確に対応することが基本でなければなりません。

本町の人権問題に関する町民意識調査では、障がいのある人の人権を守るために行えばよいと思うこととして、６割近くの人が「障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする」と回答しました。その実現のため、「邑楽町障がい者福祉計画・第６期邑楽町障害福祉計画・第２期邑楽町障害児福祉計画」との連携を基礎に、効果的な取り組みを展開することが必要です。その結果、障がいのある人はもちろん、介護を必要とする人や子ども、外国籍の人など、困難に陥りやすいすべての人が社会の中に居場所を持ち、尊重され、安心して生き生きと生活できる「共生社会」づくりが重要となっています。

今後の取組

取組	活動
ノーマライゼーション理念の普及啓発活動の推進	●共生社会の実現に向け、県や国等の動向等に適切に対応しながら、啓発活動を強化します。
障がいのある人に応じたサービスの提供・基盤の充実	●障害福祉事業所と連携し、サービスを提供していきます。
心のバリアフリーのための啓発活動の推進	●イベントや広報紙などにおいて、「心のバリアフリー」について周知をしていきます。
障がいのある人への就労支援	●障害福祉事業所と連携し、希望に添った就労への移行を目指します。 ●障がいのある人の雇用環境の改善を検討します。
安全安心な地域生活のための基盤づくり	●災害時に自ら避難することが困難な在宅で生活する人が、円滑かつ迅速な避難の確保を図れるようにします。
交流機会の創出	●関係部署や事業所等と連携しながら交流機会の場を創出していきます。
障がいのある人に対する理解を深める学校教育、社会教育の推進	●障がいのある人に対する理解を深められるよう、道徳や総合的な学習の時間を通した指導を継続します。 ●共生社会の実現に向けて、施設のバリアフリー化や理解を深める講座、スポーツ体験等、ソフトとハードの両面で事業を展開します。
小中学校における交流教育の実施	●親学級で授業を行うなど、児童生徒の実態に合わせた交流の機会を適切に設けます。
教職員に向けた研修会の実施	●特別支援教育に対する教職員の理解を深めるため、発達障害に関する研修会を継続します。
保護者への啓発	●群馬県教育委員会作成の人権教育資料「みんなの願い」を通じた保護者への情報提供を継続し、人権意識の高揚を図ります。
障害者差別解消法の浸透	●社会全体で差別の解消や合理的配慮の提供の仕組みが展開されるように、障害者差別解消法の周知に努めます。
成年後見制度等の利用促進	●社会福祉協議会と連携し、意思表示や判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、成年後見制度の周知及び利用促進を図るとともに、町民後見人の育成に努めます。
虐待の防止・早期発見	●障害者虐待防止法の周知に努めるなど、虐待に関する町民への正しい理解の普及に努めます。 ●関係機関との連携と、地域による日常的な見守り支援などを組み合わせ、障がいのある人に対する虐待の防止と早期発見に努めます。

５．同和問題

現状と課題

同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分制度に起因する人権問題です。同和問題の早期解決を図るために、昭和 40（1965）年に出された「同和対策審議会答申」、昭和 44（1969）年施行の「同和対策事業特別措置法」に基づき、同和行政が積極的に推進されてきました。しかし、人は自分の意思で生まれを選ぶことができないにもかかわらず、同和地区出身という理由で仕事や結婚などにおいて差別を受け、基本的人権を侵害されている人が今もおり、近年では、インターネット上で、特定地域を同和地区として拡散する行為なども発生しています。こうした状況を踏まえ、国は平成 28（2016）年に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」を施行し、部落差別解消の必要性に対する国民一人一人の理解を深め、部落差別のない社会の実現を目指しています。

本町の人権問題に関する町民意識調査では、同和地区や同和問題等を「知っている」又は「聞いたことがある」との回答は 10 年前から 5.7 ポイント減少していますが、依然として約７割（69.8％）に達しています。また、同和問題を解決するために必要と思うこととして「町民一人一人が同和問題について正しい理解を深めるように努力する」との回答が 54.6％と最も多く、次いで「学校や地域における人権教育を進める」が 45.4％となっています。更に、学校での同和教育について、「積極的に行う必要がある」との回答は 10 年前から 4.3 ポイント増の 28.4％、「特に行う必要はない」との回答は同様に 9.5 ポイント減の 38.2％となっており、同和教育による理解促進を挙げる意見が徐々に増えています。

こうした国の方針や町民意識を踏まえ、今後も人権教育や啓発を粘り強く推進する必要があります。

今後の取組

取組	活動
学校教育、社会教育などの場における人権学習機会の提供	●学校教育・社会教育すべての教育活動の場において、人権教育を実施します。 ●集会所事業など社会教育の教室・講座等の中で、同和教育に関する学習機会の継続的な提供に努めます。
町職員への啓発	●町の新採用職員を対象に同和問題に関する研修会を実施します。
差別事件への対応	●差別事件が発生した場合には、速やかに関係機関と連携し対応します。

６．外国籍の人たちの人権

現状と課題

国勢調査によれば、令和２（2020）年 10 月時点での本町の外国人住民は 634 人となっています。総人口の 2.5％程度と大きな割合ではありませんが、技能実習など新たな資格で入国し、町内で力となっている人も多い一方で、言語や文化、生活習慣などの違いのために、日本人との間での意思疎通が十分行えず、結果としてルールに則らないゴミ出しや騒音といった生活上のトラブルが生まれやすくなっています。

本町の人権問題に関する町民意識調査では、外国籍の人たちの人権に関して問題と思うこととして、「外国語で対応できる行政相談窓口や病院が少ないこと」が 33.2％で第１位、「近隣や地域の人とのふれあいや理解を深める機会が少ないこと」が 29.1％で第３位、「施設・道路・鉄道案内の外国語表記など外国籍の人たちにも暮らしやすいまちづくりが出来ていないこと」が 21.5％で第５位の回答となるなど、行政や企業の対応が必要となる回答が多くなっています。また、外国籍の人たちの人権を守るために必要と思うことでは、「外国籍の人たちと日本人の相互理解と交流を深める」が 37.1％と最も多く、多文化共生社会づくりへの期待が大きくなっています。「共生社会ホストタウン」認定をばねに、外国籍の人たちや障がいのある人を含む、すべての町民が共生する邑楽町の実現に向けた取組の加速が求められます。

今後の取組

取組	活動
多文化共生推進の環境づくり	●多文化共生社会の実現に向けた教室やイベント等に取り組むなかで、人権教育事業を展開します。 ●共生社会ホストタウンとして登録されたトンガ王国関係者との交流を引き続き実施します。
行政サービスや生活相談の充実	●外国籍の人たちが生活していく上で必要な情報を多方面から集め、様々な媒体を用いて提供します。 ●窓口での対応において、必要な情報や地域でのルールを母国語で伝えられるよう、自動翻訳機の積極的な活用を図ります。 ●県等関係機関との連携を図り相談窓口を充実させます。
わかりやすい情報提供	●行政情報や生活情報について、外国籍の人たちの理解が進むよう、担当各課において多言語化を推進します。

７．ＨＩＶ感染者・ハンセン病元患者等の人権

現状と課題

ＨＩＶ（ヒト免疫不全ウイルス）感染により引き起こされるエイズは、症例が確認された当初は治療法がなく、医学的に不正確な情報が拡散されたため、感染者は社会の中で偏見や差別を受けてきました。らい菌による感染症であるハンセン病は、平成８（1996）年に「らい予防法」が廃止されるまで、ハンセン病療養所への隔離政策が長期に渡って実施され、患者や元患者及びその家族は深刻な差別や偏見に苦しんできました。新型コロナウイルス感染症のまん延当初には、感染者やその家族、医療・介護従事者等に対する偏見や差別、いじめなどが起きています。

ＨＩＶは感染力が弱く、通常の日常生活で感染する可能性はほとんどありませんが、現在では適切な治療で発症を抑制したり、症状を緩和することが可能です。らい菌も感染力は弱く、発症したとしても完治が可能な病気となっています。新型コロナウイルス感染症については周期的な感染拡大が継続しており、いまだ完全な終息には至っていませんが、社会経済活動の正常化を目指した模索が続けられています。

感染症患者等へのいわれのない差別意識をなくし人権侵害から守るためには、これらの感染症に関する正しい知識を普及させるとともに、人権教育・啓発をこれからも継続して行っていく必要があります。

今後の取組

取組	活動
病気に関する正しい知識の普及活動の推進	●あらゆる感染症患者やその家族等に対して、誤解や偏見に基づく差別を行わないことを呼びかけ、人権侵害が生じないよう、病気に対する正しい知識の普及活動を推進します。
保健指導等の相談体制の充実	●専門的知識に基づく保健指導ができるよう、スタッフの確保等体制整備を図ります。
「世界エイズデー[5]」に合わせた啓発活動の実施	●世界的レベルでのエイズまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的とした「世界エイズデー」に合わせ、国や県と連携したポスター掲示等による啓発を、継続して推進します。
ハンセン病元患者の方への人権侵害防止のための啓発活動の推進	●ハンセン病元患者やその家族が偏見や差別で苦しむことがないよう、病気に対する正しい知識と理解を広げるための啓発活動を推進します。
小中学校における感染症に関する教育の推進	●児童・生徒に対する感染症に関する正しい知識の普及を継続して図り、感染症患者や医療従事者への偏見や差別を生まない集団づくりを推進します。

[5] 世界エイズデー：毎年 12 月 1 日。世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に、WHO（世界保健機関）が 1988 年に制定したもの。レッドリボンをシンボルとして、毎年 12 月 1 日を中心に、世界各国でエイズに関する啓発活動が行われている。

８．犯罪被害者等の人権

現状と課題

犯罪の被害者とその家族は、事件によって命を奪われたりケガを負わされたりするなどの直接的な被害や精神的なショックを受けるだけではなく、生計者を失うことでの経済的な困窮や捜査や裁判に関わることでの時間的・心理的負担、更に報道によるプライバシーの侵害、周囲の心ないうわさやインターネット上での誹謗・中傷、などといった人権侵害に絡む二次的被害を受けることもめずらしくありません。本町の人権問題に関する町民意識調査でも、犯罪被害者やその家族の人権に関する問題として、６割を超える人が「過剰な取材などによる私生活の平穏やプライバシーの侵害」を挙げ、５割を超える人が「犯罪行為で受ける精神的・経済的負担」を挙げています。

国は、平成 16（2004）年に、犯罪被害者の権利利益の保護と支援を明記した「犯罪被害者等基本法」を施行し、翌 17（2005）年には、同法に基づく「犯罪被害者基本計画」を策定しました。令和３年３月には、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援や加害者処遇における犯罪被害者等への配慮の充実になどを新たにポイントとした「第４次犯罪被害者等基本計画」が策定されています。

本町でも、法律の理念や計画の基本方針に則り、県や警察などの関係機関と連携しながら、犯罪被害者への支援と二次的被害防止のための啓発活動を推進してきました。これからも、犯罪被害者の人権がより確かに守られるよう、この取組を今後も継続していく必要があります。

今後の取組

取組	活動
関係機関と連携した犯罪被害者の自立支援	●県等の会議や研修に参加し、県、警察、関係機関等と連携しながら、犯罪被害者の自立支援に努めます。 ●地域の状況に応じた施策を策定するために、先進事例等の研究に取り組みます。
二次被害防止のための啓発活動	●職員が研修等に参加して二次被害についての理解を深め、町民に対し、被害者の二次被害防止への広報、啓発に努めます。

９．再犯防止問題

現状と課題

罪を犯した人たちの中には、貧困や疾病、障がいなどのために就労や住居の確保等が困難な人も多く、それゆえ犯罪を繰り返すといったことが少なくありません。また、刑を終えて出所した人に対する周囲の偏見や差別意識が、本人の更生意欲を萎えさせるといったこともあります。このため、そうした人たちが、社会において孤立することなく、人々の理解と協力を得て円滑に社会復帰できるよう支援することを基本理念として、平成28(2016)年に「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法)」が公布、施行されました。

本町では、令和３（2021）年に策定した「第２次邑楽町地域福祉計画・邑楽町地域福祉活動計画」の中に「邑楽町再犯防止推進計画」を位置づけ、本町の実情に応じた再犯防止に関する取組を推進し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指しています。

今後の取組

取組	活動
再犯防止に関する周知啓発	●犯罪や非行の防止と立ち直りを支援する取組である「社会を明るくする運動」などを通じて、再犯防止に関する地域での意識の醸成を図ります。
更生保護活動への支援	●地域における更生保護の活動拠点である、更生保護サポートセンターへの支援を行います。
保護司との連携強化	●犯罪をした人の更生を助けることを目的に活動している保護司との情報共有や連携を強化します。
民間協力者や関係団体等との連携	●更生保護女性会などの更生保護にかかわる団体や支援者、邑楽町社会福祉協議会、保護観察所等との連携強化に努めます。また、協力雇用主（会）邑楽町支部などの再犯防止に向けた就労に関する支援関係者や住居に関する支援関係者等との連携を図り、取組を推進します。あわせて、群馬県再犯防止・立ち直り支援ネットワーク会議（群馬県主催）等との連携に努めます。
保健医療・福祉サービスの利用促進	●必要な人に対して適切な支援が行われるよう、関係機関と連携し、保健医療・福祉サービスの利用を促進します。
犯罪被害者支援施策との協調	●再犯防止に関する施策の展開を行うに当たり、第３次群馬県犯罪被害者基本計画等の犯罪被害者への支援を行う施策などと協調を図りながら進めます。

10. ＬＧＢＴＱの性的少数者（性的マイノリティ）の人権

現状と課題

からだの性、自身がそうだと思う自分の性（性自認）、恋愛や性愛の対象となる性（性的指向）など、人の「性」は様々な要素で成り立っています。平成 16（2004）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（性同一性障害者特例法）」が施行されたり、パートナーシップ制度を導入する自治体が増えるなど、近年、性の多様性についての社会的な認識は徐々に深まってきていますが、ＬＧＢＴＱと呼ばれる性自認や性的指向において少数者の多くは、依然として、家庭や学校、職場や地域など社会の中で偏見の目にさらされたり、いじめの対象となったりするなど、人権に関する様々な問題を抱えやすい状況に置かれています。

本町の人権問題に関する町民意識調査でも、ＬＧＢＴＱの人たちの人権について、５割を超える人が「社会的理解が低く、性的少数者を好奇や偏見の目でみること」を特に問題と回答しています。このことからも、性の多様性やＬＧＢＴＱに対する理解を深めるための啓発活動を推進することが重要となっています。

今後の取組

取組	活動
パートナーシップ宣誓制度	●群馬県には、「ぐんまパートナーシップ宣誓制度[6]」がありますので、啓発等を通じて町民の理解を推進します。
LGBTQ に関する啓発や学習機会の提供	●町民の LGBTQ に対する理解を深め、性的マイノリティの人の生き方が尊重され、すべての町民が安心して暮らせる社会の実現に向け、LGBTQ に関する啓発活動や学習機会の提供に努めます。

[6] ぐんまパートナーシップ宣誓制度：一方又は双方が性的マイノリティである２人の者が、互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約したことを宣誓し、パートナーシップの関係にある者同士がそろって宣誓書を県に提出し、県が受領カード等を交付する制度。なお、この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効果が生じるものではない。

11．インターネット等による人権侵害

現状と課題

インターネットが普及した現在、パソコンやスマートフォンなどを利用して、様々な情報を簡単に入手でき、またＳＮＳや動画共有サイトなどを使い、個人が全世界に情報を発信できる環境が整いました。その結果、私たちの生活は便利になりましたが、反面、情報発信の匿名性や容易性のために、特定の個人や集団に対する誹謗中傷やプライバシーの公開、名誉棄損等の人権侵害やいじめ・犯罪の温床となるなど、ネット環境の負の側面も社会問題としてその深刻さを増しています。

国は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための「青少年インターネット環境整備法」の改正（平成 30 年２月施行）や、誹謗中傷を書き込んだ者の情報開示をしやすくするための「プロバイダ責任制限法」を改正（令和４年 10 月施行）するなどし、また、群馬県はセーフネット標語「おぜのかみさま」の普及・啓発に努め、インターネットリテラシー[7]の向上とネット環境での子どもの犯罪被害防止に努めています。

本町においても、国や県の施策に呼応し、誰もが被害者にも加害者にもなりうるとの認識に立って、安全にインターネット環境の利便性を享受できるよう、学習・啓発活動を進める必要があります。

今後の取組

取組	活動
有害情報への適切な対応の促進	●「プロバイダ責任制限法」などインターネットを正しく活用する知識と能力を身につけるため、情報提供や啓発活動を行います。
情報モラル教育の充実	●小中学校において、情報化の影響の理解促進、ネット犯罪への対応等に関する学習の推進、情報モラル教育の充実を図ります。
インターネット利用の啓発活動の実施	●青少年育成推進員を講師として、インターネットによる人権侵害についての学習会を開くなど、今後も町の青少年育成推進員を中心に啓発活動を広げていきます。

[7] インターネットリテラシー：インターネットを正しく理解し、自分で情報選択を行うことができる力のこと。

12．その他の人権問題

現状と課題

北朝鮮当局による拉致問題は、我が国の主権侵害であり、かつ重大な人権侵害です。平成 18（2006）年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、「地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする」とされました。本町の人権問題に関する町民意識調査でも、現在関心を持っている人権問題として、２割を超える人が「北朝鮮による拉致問題」を挙げています。

また、災害弱者と言われる立場に陥りがちな妊婦や子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などのへの災害発生時の適切な情報提供や生活環境の確保、更に避難所生活における女性への配慮などは、地震や台風などの自然災害が激甚化・多発化する傾向にある近年、特に重要な課題となっています。

今後の取組

取組	活動
北朝鮮拉致被害者に関する啓発	●「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」（12 月 10 日～16 日）を中心に、国や県、警察等と連携し、拉致問題の啓発に努めます。
災害弱者の人権擁護の推進	●災害時の避難を円滑に行うために、「避難行動要支援者名簿登録制度」の周知を進めるとともに、「個別避難計画」の策定を促進します。 ●避難所生活における高齢者、障がい者、妊婦、乳幼児、子ども等の要配慮者対策の充実を図ります。

第5章　人権に関係の深い職業に従事する人たちへの人権教育･啓発の推進

１．行政職員

行政職員は全体の奉仕者として町民生活に深く関わる業務を幅広く行っていることから、憲法が保障する基本的人権の尊重を、職務を通じて実現する必要があります。そのために、職員一人一人が正しい人権感覚を身につけ、人権への配慮を常に心がけながら職務を遂行できるよう、人権に関する研修会等の充実に努めます。

２．教職員・社会教育関係者

教職員は、日頃から児童生徒の人権を擁護し、学校での教育活動全体を通じて子どもの人権意識を育む使命があります。そのため、教職員自身が高い人権意識を身につけることができるよう、人権の尊重についての正しい知識を得るとともに、その指導や実践の方法をよりよいものとできるよう研修会等を計画的に実施していきます。

社会教育職員においては、社会教育主事や公民館等の施設職員の資質及び専門職員としての自覚の向上を図る必要があります。国や県が主催する人権問題を扱った各種研修に積極的に参加し、研修の成果が人権教育の推進に生かされるよう努めます。

３．医療関係者

人々の生命や健康を預かり、生活を守るという重要な役割を担う医師や歯科医師、薬剤師、看護師などの医療関係者は、高い倫理観や道徳観、人権意識を持って患者やその家族等のプライバシーに対する配慮や人権を擁護する行動や判断が求められます。

より一層、きめ細やかな人権感覚を身につけ、相手の立場に立って職務に臨むことができるよう、啓発に努めます。

４．福祉関係者

　民生委員・児童委員、ケアマネジャー、ケースワーカー等の社会福祉施設職員、その他保健福祉関係者は、子ども、高齢者、障がいのある人や生活困窮者等の人々と直接かかわりを持って日々の業務を遂行しています。

　高齢化の進展に伴い、福祉業界はますます多くの人材を必要としています。そうした求めに応じて新たに福祉に携わる人も、福祉サービスの利用者一人一人を個人として尊重し、プライバシーに配慮しながら業務が遂行できるよう、福祉関係者への啓発活動に努めます。

５．その他

　マスメディアは、人権を擁護するための啓発を行う効果的な手段である一方、時にその行き過ぎた取材や偏った報道等が個人のプライバシーや人権の侵害につながり、社会問題となっています。人権に関わりの深い職業に従事する者に対して、その影響力の大きさを自覚し、人権尊重の意識の形成につながる対応がなされるよう、機会を捉え啓発を行います。

第6章　計画の推進

１．計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、「邑楽町人権教育･啓発の推進に関する基本計画推進懇談会」を中心に、庁内の関係部署や関係団体、関係機関等が緊密に連携し、相互に協力を図りながら、総合的にこの計画を推進します。

また、庁内の関係部署では、本計画の趣旨や目標を十分に踏まえ、当事者の意見聴取などを政策へ反映させ、担当する取組を実施します。

２．関係機関との連携

人権教育・啓発においては、県や他の市町村、公益法人、民間団体、企業等との相互の連携を図り、協力することでより多くの効果が生まれることが考えられます。

本町で実施する施策だけではなく、町民の理解と協力のもとに各関係機関・関係団体との連携と協力を得ながら啓発活動の推進に努めます。

３．計画の評価と見直し

この第２次計画については、第１次計画と同様、特に推進期間は設定しませんが、当面の進捗管理として、上位計画である総合計画に関連付けされている施策 35「多文化共生・国際化の推進」、施策 36「人権の尊重・男女共同参画の推進」のＫＰＩ（指標）及びＳＤＧｓのインジケーターを用いることとします。併せて、第２次計画の実施状況についても関係部署において年次評価を行い、その結果を「邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画推進懇談会」に報告します。

推進状況に著しい課題があった場合、国や県の施策、社会情勢などに大きな変化があった場合、子育て家庭や高齢者、障がい者等の当事者や団体、関連する事業者などを含め、今後の意識調査等で人権に関し注目すべき点が見られた場合には、タイミングを捉え、必要に応じて随時修正することとします。

※　上位計画である総合計画の期間終了後は、新たな上位計画の施策に基づいて進捗管理をすることとします。

資 料 編

１．人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年法律第 147 号

（目的）

第一条　この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第三条　国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第四条　国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条　国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第七条　国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第八条　政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）
第九条　国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附　則
（施行期日）
第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。
（見直し）
第二条　この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

2．計画の策定経過

日付	項目	内容
令和3年		
8月 10 日(火)	第1回邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画策定委員会 ※書面会議	・人権問題に関する町民意識調査(素案)の検討
9月 10 日(金)	第1回邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画推進懇談会 ※書面会議	・委嘱状交付 ・人権問題に関する町民意識調査(案)について
11 月2日(火) ～11 月 25 日(木)	町民意識調査	調査対象:18 歳以上 2,000 人 回収:879 件(回収率:43.9%)
令和4年		
11 月 14 日(月)	第2回邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画策定委員会	・町民意識調査結果の報告 ・計画素案の検討
11 月 29 日(火)	第2回邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画推進懇談会	・町民意識調査結果の報告 ・計画素案について
令和5年		
1月6日(金) ～2月6日(月)	パブリック・コメント	
2月13日(月)	第3回邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画策定委員会	・パブリック・コメント結果について ・計画最終案について
2月17日(金)	第3回邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画推進懇談会	・パブリック・コメント結果について ・計画最終案について

3．邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画推進懇談会設置要綱

平成25年12月13日
要綱第24号

（設置）
第１条　邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)に基づき、人権教育・啓発に関する施策(以下「施策」という。)が総合的・効果的に推進されるよう、邑楽町人権教育・啓発推進懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

（所掌事務）
第２条　懇談会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
(1)　基本計画の改定等に関すること。
(2)　施策の推進に必要な事項に関すること。

（組織）
第３条　懇談会は、18名以内の委員をもって組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
(1)　関係団体等を代表する者
(2)　識見を有する者

（任期）
第４条　委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）
第５条　懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
２　会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　懇談会は、会長が招集し、その議長となる。
２　会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）
第７条　懇談会の庶務は、住民保険課及び生涯学習課において処理する。

（雑則）
第８条　この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成26年１月１日から施行する。

附　則(令和４年要綱第18号)
この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

４．懇談会委員名簿

令和5年3月1日現在（順不同・敬称略）

No.	所属団体等	氏 名		備 考
1	邑楽町区長会	会長	渡 邉 孝 治	1号委員
2	邑楽町人権教育推進協議会 邑楽町社会福祉協議会	会長	小 林 茂	〃
3	部落解放同盟邑楽支部	支部長	戸ヶ崎 淳一	〃
4	部落解放同盟邑楽支部	書記長	戸ヶ崎 忠男	〃
5	邑楽町民生委員児童委員協議会	会長	内 田 雅 行	〃
6	邑楽町老人クラブ連合会	会長	横 山 喜 紀	〃
7	邑楽町心身障害児（者）療育父母の会	会長	稲 村 和 惠	〃
8	邑楽町商工会	会長	長 山 清	〃
9	マレリ㈱群馬工場	主管	島 田 雄 二	〃
10	邑楽町婦人会	会長	佐藤 眞由美	〃
11	邑楽町小・中学校校長会	学校長	岡 田 由 香	〃
12	邑楽町小・中学校PTA連合会	会長	山 岸 美 樹	〃
13	邑楽町子ども会育成会連絡協議会	会長	陣 川 悠 布	〃
14	特定非営利活動法人なのはな園	副理事長	川 島 洋 子	２号委員
15	人権擁護委員		青 葉 和 明	〃
16	人権擁護委員		福 島 慶 子	〃
17	人権擁護委員		猿橋 八重子	〃
18	人権擁護委員		関 口 春 彦	〃

１号委員：関係団体等を代表する者、 ２号委員：識見を有する者

■事務局

No.	所 属	職 名	氏 名
1	住民保険課	課長	山 口 哲 也
2	住民保険課 住民相談係	課長補佐兼係長	石 原 和 美
3	生涯学習課	課長	田 中 敏 明
4	生涯学習課 生涯学習係	課長補佐兼係長	金子 佐知枝

５．邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画策定委員会設置要綱

令和３年７月30日
要綱第93号

（設置目的）

第１条　邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)の策定に関し、邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画策定懇談会の意見を反映するとともに、関係課等の相互の緊密な連携・協力を確保するため、邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

（構成）

第２条　委員会は、別に定める者をもって構成する。

（策定事務）

第３条　委員会は、次に掲げる事項について策定事務を行う。

(1)　基本計画の策定に関する事項

(2)　その他必要な事項

（会議）

第４条　委員会に委員を置き、委員長は町長があたる。

２　委員会の会議は、必要に応じて、委員長が招集し、その議長となる。

３　委員会の会議は、委員長が指名した者が議長となることができる。

４　委員長は、その会議において、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

（庶務）

第５条　委員会の庶務は、住民保険課及び生涯学習課において処理する。

（雑則）

第６条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則(令和４年要綱第18号)

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

６．委員会委員名簿

■委員名簿　　令和5年3月1日現在（順不同・敬称略）

No.	所属･職名	氏 名	備 考
1	町長	金 子　正 一	委員長
2	副町長	半 田　康 幸	
3	教育長	藤 江　利 久	
4	総務課長	松 崎　嘉 雄	
5	議会事務局長	石 原　光 浩	
6	財政課長	齊 藤　順 一	
7	企画課長	橋 本　光 規	
8	税務課長	横 山　淳 一	
9	住民保険課長	山 口　哲 也	
10	福祉介護課長	橋 本　恵 子	
11	健康づくり課長	久保田　裕	
12	子ども支援課長	中 繁　正 浩	
13	農業振興課長	吉 田 享 史	
14	商工振興課長	小 島　拓	
15	建設環境課長	金 井　孝 浩	
16	都市計画課長	新 島　輝 之	
17	会計課長	築比地　昭	
18	学校教育課長	松 﨑　澄 子	
19	生涯学習課長	田 中　敏 明	

■事務局担当者

No.	所 属	職 名	氏 名
1	住民保険課 住民相談係	課長補佐兼係長	石 原　和 美
2	生涯学習課 生涯学習係	課長補佐兼係長	金 子 佐知枝

７．指標

(1)邑楽町第六次総合計画後期基本計画におけるKPI(指標)

KPI(指標)	現状値 令和元年 (2019年)	目標値 令和7年 (2025年)
外国人世帯への保健指導家庭訪問数	34世帯	44世帯
外国人世帯の自治会加入率	3%	9%
人権啓発講演会の参加者数	450人	480人
町が委嘱する委員等における女性の占有率	30.5%	40.0%

（2）邑楽町第六次総合計画後期基本計画と紐づけられているSDGsのKPI（指標）

■ゴール1：貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ

ターゲット	グローバルインディケーター	決定指標	指標内容	決定指標調査範囲	根拠となる統計・調査	現状値	指標推移				R7取組目標値	2030（R12）年目標値
							R3	R4	R5	R6		
1.1	1.1.1	ローカル指標	相対的貧困世帯割合（・100 万円未満の世帯／全世帯 ・ 100 万円~200 万円未満の世帯／全世帯 ）	市区町村	総務省「住宅・土地統計調査」	100 万円未満（3.81％）2018 年	3.81%				3.43%	3.05%
						100 万円～200 万円未満（11.63％）2018 年	11.63%				10.47%	9.30%
1.3	1.3.1	ローカル指標	被保護世帯割合（被保護世帯/全世帯）	都道府県市区町村	厚生労働省「被保護者調査」	（0.87％）2020 年	0.91%				0.78%	0.70%
			被保護者割合（被保護者/全世帯）			（0.40％）2020 年	0.39%				0.36%	0.32%
			平均保護受給期間			（7.25 年）2020 年	7.5年				7.18 年	7.11 年
1.5	1.5.3 1.5.4	ローカル指標	防災会議を設置している市区町村の割合（有無）	都道府県市区町村	総務省消防庁「地方防災行政の現況」	（有）2021 年	有				有	有

■ゴール3：すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

ターゲット	グローバルインディケーター	決定指標	指標内容	決定指標調査範囲	根拠となる統計・調査	現状値	指標推移				R7取組目標値	2030（R12）年目標値
							R3	R4	R5	R6		
3.3	3.3.1	独自指標（邑楽町総合計画指標）	世界エイズデー啓発実施の有無	市区町村	ポスター掲示	（有）2020 年	有				有	有
	3.3.2	ローカル指標	10 万人当たりの結核感染者数（結核感染者数／人口）×100,000	都道府県保健所単位	厚生労働省「結核登録者情報調査年報集計結果」	（11.4 人）2020 年	7.7 人				10.9 人	10.4 人
	3.3.3	ローカル指標	1,000 人当たりのマラリアによる死亡者数（マラリアによる死亡者数／総人口）×1,000	都道府県保健所単位	厚生労働省「人口動態統計」「伝染病統計・伝染病患者数、病類・性・都道府県（13 大都市・中核市再掲）別」	（0人）2020 年	0人				0 人	0 人
			1,000 人当たりのマラリア感染者数（マラリア感染者数／総人口）×1,000			（0人）2020 年	0人				0 人	0 人
3.7	3.7.1 3.7.2	独自指標（邑楽町総合計画指標）	子育てに関する支援プランの作成割合（7-KPI1）	市区町村		（88％）2020 年	100%				98%	99%

■ゴール4：質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

ターゲット	グローバルインディケーター	決定指標	指標内容	決定指標調査範囲	根拠となる統計・調査	現状値	指標推移				R7取組目標値	2030（R12）年目標値
							R3	R4	R5	R6		
4.1	4.1.1	独自指標（各課選定）	小中学校登校者割合（（小中学校在学者数－不登校者数）/小中学校在学者数）	市区町村	群馬県教育委員会令和3年度児童生徒の問題行動等実態調査（月例報告）	（0.974 人）2021 年 10 月	0.969 人				0.985 人	0.99 人
4.2	4.2.1	ローカル指標	5 歳未満の入院割合（5 歳未満の入院者数/5 歳未満人口）	都道府県市区町村	厚生労働省「患者調査」	0.78%（6 人/766 人）2021 年 3 月末	0.55%				0.72%（5 人/686 人）	0%（0 人/627 人）
	4.2.2	ローカル指標	保育園登園割合（保育園の児童数/5 歳以下人口）	都道府県市区町村	厚生労働省「社会福祉施設等調査」	57.6%（549 人/953 人）2021 年 3 月末	63.5%				70.1%（602 人/859 人）	75.5%（579 人/767 人）
			幼稚園登園割合（幼稚園の児童数／5 歳以下人口）			22.9%（218 人/953 人）2021 年 3 月末	19.6%				14.0%（120 人/859 人）	11.2%（86 人/767 人）
			保育園･幼稚園登園割合（保育園･幼稚園の児童数／5 歳以下人口）			80.5%（767 人/953 人）2021 年 3 月末	83.1%				84.1%（722 人/859 人）	86.7%（665 人/767 人）
4.3	4.3.1	ローカル指標	人口当たりの職業訓練費（職業訓練費／求職者人口）	都道府県市区町村	総務省「都道府県別決算状況調」	（84,500 円）2020 年	（169,000 円）				42,000 円	28,000 円
4.4	4.4.1	独自指標（各課選定）	児童生徒 1 人当たりのコンピュータ数（コンピュータ数／児童生徒数）	都道府県市区町村	文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」（群馬県内自治体）教育用コンピュータ 1 台当たりの児童生徒数	（1 台）2021 年 3 月	1 台				1 台	1 台
4.5	4.5.1	ローカル指標	パリティ指数（小中学校）（小中学校の女子生徒数／男子生徒数）	都道府県市区町村	文部科学省「学校基本調査」	（0.98 人）2020 年 5 月	0.98 人				0.99 人	1.0 人
4.6	4.6.1	ローカル指標	小学生の国語の平均正答率	都道府県市区町村	国立教育政策研究所「全国学力･学習状況調査」	（63%）2021 年 9 月	63%				64%	65%
			小学生の算数の平均正答率			（68%）2021 年 9 月	68%				69%	70%
			小学生の理科の平均正答率			（57%）2018 年 9 月	57%				※58%	※59%
			中学生の国語の平均正答率			（63%）2021 年 9 月	63%				64%	65%
			中学生の数学の平均正答率			（63%）2021 年 9 月	53%				64%	65%
			中学生の理科の平均正答率			（69%）2018 年 9 月	69%				※70%	※71%

4.7	4.7.1	ローカル指標	社会教育施設割合((公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設、体育施設、劇場、音楽堂等、生涯学習センターの合計)/総人口)	都道府県市区町村	文部科学省「社会教育調査」	(0.0006 施設)2020 年	0.0007 施設				0.0007 施設	0.0007 施設
4.a	4.a.1	ローカル指標	学校におけるインターネット接続率(光ファイバ回線)	都道府県市区町村	文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」(群馬県内自治体)学校におけるインターネット接続率、教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数	(100%)2021 年 3 月	100%				100%	100%
			児童生徒 1 人当たりのコンピュータ数(コンピュータ数/児童生徒数)			(1 台)2021 年 3 月	1 台				1 台	1 台
			小中学校学生 1 人当たりのトイレ数(小中学校のトイレ数/小中学校学生数)		「公立小中学校設置のトイレの状況調査」	(0.19 基)2020 年 9 月	0.19 基				0.2 基	0.21 基

■ゴール5:ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

ターゲット	グローバルインディケーター	決定指標	指標内容	決定指標調査範囲	根拠となる統計・調査	現状値	指標推移				R7取組目標値	2030(R12)年目標値
							R3	R4	R5	R6		
5.1	5.1.1	ローカル指標	女性活躍推進計画の策定有無	市区町村	内閣府「女性活躍推進法―「見える化」サイト―」	(無)2021 年	無				有	有
5.2	5.2.1	ローカル指標	人口当たりの配偶者からの暴力相談件数(配偶者からの暴力相談件数/総人口)	都道府県市区町村	内閣府「配偶者からの暴力被害者支援情報」	(1件)2020 年	0 件				36 人	36 人
	5.2.2		女性人口当たりの強制わいせつの認知件数(強制わいせつの認知件数/女性人口)		警視庁「犯罪統計」	(0.000077%)2020 年	0.000077%				0%	0%
5.4	5.4.1	ローカル指標	家事に従事する人の割合(家事に従事している人数/総人口)	都道府県市区町村	総務省「国勢調査」	(13.86%)平成 27 年	13.58%				13.00%	13.00%
			待機児童数割合(待機児童数/5 歳以下人口)		「保育所等関連状況取りまとめ」	0%(0 件/953 人)2021 年 3 月末	0%				0%(0件/859 人)	0%(0件/767 人)

5.5	5.5.1	独自指標（邑楽町総合計画指標）	町が委嘱する委員等における女性の占有率（36-KPI2）	市区町村		（30.8%）2021年	30.00%				40.00%	40.00%
	5.5.2	ローカル指標	役員の女性の割合（女性の役員数／役員数）	市区町村	総務省「国勢調査」	（30.8%）2021年	30.00%				40.00%	40.00%
			（放課後児童クラブ数／児童数）	都道府県 市区町村	総務省「地域児童福祉事業等調査」「学校基本調査」	0.69%（8支援の単位/1161人）2021年5月1日	0.69%				0.81%（8支援の単位/990人）	0.91%（8支援の単位/875人）
5.6	5.6.2	ローカル指標	女性活躍推進計画の策定有無	市区町村	内閣府「女性活躍推進法ー「見える化」サイトー」	（無）2021年	無				有	有

■ゴール9：産業と技術革新の基盤をつくろう

強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る

ターゲット	グローバルインディケーター	決定指標	指標内容	決定指標調査範囲	根拠となる統計・調査	現状値	指標推移				R7取組目標値	2030（R12）年目標値
							R3	R4	R5	R6		
9.1	9.1.1	独自指標（邑楽町総合計画指標）	公共バス利用者数（21-KPI2）	市区町村		（15,705人）2020年度	17,419人				18,000人	18,100人

■ゴール10：人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の格差を是正する

ターゲット	グローバルインディケーター	決定指標	指標内容	決定指標調査範囲	根拠となる統計・調査	現状値	指標推移				R7取組目標値	2030（R12）年目標値
							R3	R4	R5	R6		
10.2	10.2.1	ローカル指標	相対的貧困世帯割合（・100万円未満の世帯／全世帯 ・100万円~200万円未満の世帯／全世帯 ）	市区町村	総務省「住宅・土地統計調査」	100万円未満（3.81%）2018年	3.81%				3.43%	3.05%
						100万円～200万円未満（11.63%）2018年	11.63%				10.47%	9.30%
			ジニ係数	都道府県	総務省「家計構造調査（旧　全国消費実態調査）」	（0.289%）2019年	0.29%				0.260%	0.231%

■ゴール 11：住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする

ターゲット	グローバルインディケーター	決定指標	指標内容	決定指標調査範囲	根拠となる統計・調査	現状値	指標推移 R3	指標推移 R4	指標推移 R5	指標推移 R6	R7取組目標値	2030（R12）年目標値
11.2	11.2.1	ローカル指標	鉄道・電車・バスの利用割合（15 歳以上自宅外通勤・通学者で鉄道・電車・バスを利用している人数／15 歳以上自宅外通勤・通学者数）	市区町村	総務省「国勢調査」	（4.7％）2010 年	4.30%				4.80%	5.00%
		独自指標（邑楽町総合計画指標）	公共バス利用者数（21-KPI2）			（15,705 人）2020 年度	17,419 人				18,000 人	18,100 人
11.7	11.7.1	ローカル指標	面積当たりの図書館数（図書館数／可住地面積）	市区町村	総務省「公共施設状況調経年比較表」	（0.00000004 カ所）2020 年	0.00000004 カ所				0.00000004 カ所	0.00000004 カ所
			面積当たりの公民館数（公民館数／可住地面積）			（0.00000013 カ所）2020 年	0.00000013 カ所				0.00000013 カ所	0.00000013 カ所
			面積当たりの図書館数、公民館数（（図書館数＋公民館数）／可住地面積）			（0.00000017 カ所）2020 年	0.00000017 カ所				0.00000017 カ所	0.00000017 カ所
			面積当たりの図書館面積（図書館延面積／可住地面積）			（0.000088 ㎡）2020 年	0.000088 ㎡				0.000088 ㎡	0.000088 ㎡
			面積当たりの公民館面積（公民館延面積／可住地面積）			（0.000247 ㎡）2020 年	0.000247 ㎡				0.000247 ㎡	0.000247 ㎡
			面積当たりの図書館面積、公民館面積 （（図書館延面積＋公民館延面積）／可住地面積）			（0.000336 ㎡）2020 年	0.000336 ㎡				0.000336 ㎡	0.000336 ㎡
	11.7.2	ローカル指標	人口当たりの性犯罪者認知件数（性犯罪者認知件数／総人口）	都道府県 市区町村	警視庁「犯罪統計」	（0.000038 %）2020 年	0.000038 %				0%	0%
11.a	11.a.1	ローカル指標	地域サポーター※を設置している市区町村の割合（市町村単位では有無）	都道府県 市区町村	消費者庁「地方消費者行政の現状」	（無）2021 年	無				無	無
11.b	11.b.1	ローカル指標	防災会議を設置している市区町村の割合（市町村単位では有無）	都道府県 市区町村	総務省「地方防災行政の現況」	（有）2021 年	有				有	有
	11.b.2											

■ゴール 13：気候変動に具体的な対策を

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る

ターゲット	グローバルインディケーター	決定指標	指標内容	決定指標調査範囲	根拠となる統計・調査	現状値	指標推移				R7取組目標値	2030（R12）年目標値
							R3	R4	R5	R6		
13..1	13.1.2 13.1.3	ローカル指標	防災会議を設置している市区町村の割合（有無）	都道府県 市区町村	総務省「地方防災行政の現況」	（有） 2021 年	有				有	有

■ゴール 16：平等と公正をすべての人に

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する

ターゲット	グローバルインディケーター	決定指標	指標内容	決定指標調査範囲	根拠となる統計・調査	現状値	指標推移				R7取組目標値	2030（R12）年目標値
							R3	R4	R5	R6		
16.1	16.1.1	ローカル指標	人口当たりの殺人認知件数（殺人の認知件数／総人口）	都道府県 市区町村	警察庁「犯罪統計」	（0%） 2020 年	0%				0%	0%
	16.1.3	ローカル指標	人口当たりのわいせつ罪認知件数（わいせつ罪認知件数／総人口）	都道府県 市区町村	警察庁「犯罪統計」	（0.000077%） 2020 年	0.000038%				0%	0%
			学校での暴力行為発生件数（1,000 人当たり）		文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」	（0.56 件） 2021 年 3 月末	1.09 件				0 件	0 件
	16.1.4	ローカル指標	人口当たりの刑法犯認知件数（刑法犯認知件数／総人口）	都道府県 市区町村	警視庁「犯罪統計」	（0.0045%） 2020 年	0.004499%				0%	0%
			人口当たりの街頭犯罪認知件数（粗暴犯・強制わいせつ合計値）（該当犯罪認知件数／総人口）			（0.00099%） 2020 年	0.000384%				0%	0%

16.2	16.2.1	ローカル指標	20 歳未満人口当たりの児童虐待相談の対応件数(児童虐待相談の対応件数／20 歳未満人口)	都道府県 市区町村	厚生労働省「福祉行政報告例」	0.0029 件 (12 件/4,094 人) 2021 年 3 月末	0.003 件				0.0020 件 (7 件/3,567 人)	0.0006 件 (2 件/3,158 人)
			子育て支援に関する情報提供を実施している割合(市町村においては有無)		「地域児童福祉事業等調査」	有 (2021 年)	有				有	有
	16.2.2	ローカル指標	人口当たりの略奪誘拐罪・人身売買の認知件数(略奪誘拐罪・人身売買の認知件数／総人口)	都道府県 市区町村	警視庁「犯罪統計」	(0%) 2020 年	0%				0%	0%
	16.2.3	ローカル指標	20 歳未満当たりの児童虐待相談(性的虐待)の対応件数(児童虐待相談(性的虐待)の対応件数／20 歳未満人口)	都道府県 市区町村	厚生労働省「福祉行政報告例」	0 件 (0 件/4,094 人) 2021 年 3 月末	0 件				0 件 (0 件/3,567 人)	0 件 (0 件/3,158 人)
16.3	16.3.1	ローカル指標	人口当たりの粗暴犯の認知件数(粗暴犯の認知件数／総人口)	都道府県 市区町村	警視庁「犯罪統計」	(0.00042%) 2020 年	0.000384%				0%	0%
			刑法犯検挙率			(9.2%) 2020 年	49.53%				100%	100%
			窃盗検挙率			(7.7%) 2020 年	42.42%				100%	100%
16.7	16.7.1	独自指標(邑楽町総合計画指標)	町が委嘱する委員等における女性の占有率(36-KPI2)	市区町村		(30.8%) 2021 年	30.80%				40.00%	40.00%

■ゴール 17：パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

ターゲット	グローバルインディケーター	決定指標	指標内容	決定指標調査範囲	根拠となる統計・調査	現状値	指標推移				R7 取組目標値	2030 (R12) 年目標値
							R3	R4	R5	R6		
17.17	17.17.1	独自指標(邑楽町総合計画指標)	地域の行事や活動に積極的に参加している町民の割合(37-KPI2)	市区町村		(7%) 2019 年	8%				12%	15%
			協働のまちづくり活動支援事業数(年間)(39-KPI2)			(5件) 2020 年度	6 件				15 件	15 件
			自治体や民間との協定締結による年間事業実施数(43-KPI2)			(2件) 2019 年度	2件				7 件	8 件

第2次邑楽町人権教育・啓発の推進に関する基本計画

発 行　令和5(2023)年3月
邑 楽 町

〒370-0692 群馬県邑楽郡邑楽町大字中野 2570 番地 1
TEL 0276-88-5511(代表)　FAX 0276-88-3247
URL https://www.town.ora.gunma.jp